

令和七年十二月十一日（木曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	涉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	一郎	委員
橋本	子愛	委員
松井	志平	委員
石川	學織	委員
阿部	慶慶	委員
鈴木	徹子	委員
伊石	みみ	委員
関口	成嗣	委員
江部	一夫	委員
阿梅	胤明	委員
高橋	照典	委員
佐藤	昭子	委員
相田	淳子	委員
佐遠	榮明	委員
相菊	洋一	委員
今高	美修	委員
青木	也武	委員
梶原	介三	委員
五能	三和	委員
柴渢	和郎	委員
渢矢	治成	委員
小吉	人廣	委員
吉高	廣現	委員
木村	廣現	委員
加森	廣現	委員
奥伊	廣現	委員
伊船	廣現	委員
森	廣現	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	高橋	徹	君
副知事	折原	英人	君
企業管理者	松澤	勝志	君

病院事業管理者	阿彦忠之君
総務部長	小中章雄君
みらい企画創造部長	会田淳士君
防災くらし安心部長	庄司雅人君
環境エネルギー部長	沖本佳祐君
しあわせ子育て応援部長	齋藤恵美子君
健康福祉部長	酒井雅彦君
産業労働部長	奥山敦君
観光文化スポーツ部長	黒田あゆ美君
農林水産部長	高橋和博君
県土整備部長	永尾慎一郎君
会計管理者	柴崎渉君
財政課長	安孫子幸一君
教育長	須貝英彦君
警察本部長	水庭誠一郎君
代表監査委員	柴田優君
人事委員会事務局長	工藤明子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

○梅津副委員長 委員長所用のため私が委員長の職務を行います。

#### 午前 十時 零分 開 会

○梅津副委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

遠藤寛明委員。

○遠藤（寛）委員 おはようございます。自由民主党の遠藤寛明です。本日質問の機会をいただきました自由民主党会派の先輩そして同僚議員の皆様、心から御礼を申し上げる次第であります。緊張しておりますので、まずは質問させていただこうと思っております。

さて、今週月曜日、八日になりますが、午後十一時十五分頃、青森県東方沖を震源とするマグニチュード七・六の地震が発生し、同県の八戸市などで震度六強を観測、沿岸部を中心に津波警報が発せられ、一時約九万人に避難指示が出される事態となりました。まずもって、このたびの地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、まだ余震が続く中で、不安な思いで過ごされておられる方が一日も早く安全で平穏な生活を取り戻されますよう心よりお祈り申し上げる次第であります。

さて、このたびの地震では、最大で高さ七十センチ程度の津波が観測され、北海道、青森県、岩手県を中心に各地で建物の被害、道路の陥没、火災、断水、停電、けが人の報告などがあり、消防庁などによれば、少なくとも数十名の負傷者が確認されているとのことであります。

また、沿岸部だけでなく、広域にわたる強い揺れが発生し、本県でも強い揺れを感じた地域もありました。夜間に発生した地震ということもあり、不安な思いで一夜を過ごされた県民の方も多かったのではないかと推察されるところであります。

まず初めに、今回の地震の概要、そしてまた、本県として大きな被害は聞いていない形でありますけれども、現在までに県として把握されている状況、あわせて、本県として、被災県に対する支援についてどのような協力体制を整えているのか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

○梅津副委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 私に青森県東方沖を震源とする地震についてお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

まずもって、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

地震の概要と被害の状況につきましては、総務省消防庁が取りまとめております資料を基に御説明させていただきますが、今月八日、二十三時十五分、青森県東方沖を震源といたしますマグニチュード七・五の地震が発生し、青森

県八戸市で震度六強が観測されました。これによりまして、北海道から宮城県の太平洋沿岸を中心に大きな揺れが観測され、二十三時二十三分に津波警報・注意報が発表されましたが、九日の六時二十分に全て解除されております。

被害の状況でありますと、十日の十四時現在、これが最新のデータでございますけれども、人的被害につきましては、死者の報告はありませんが、負傷者につきましては北海道、青森県、岩手県合わせて五十二人、住家被害は全壊が青森県で一棟、一部損壊が北海道、青森県合わせて六棟の計七棟となっており、ほかに住宅火災が青森県で一件報告をされております。

この地震で、県内でも酒田市、村山市、中山町で震度四、ほかにも広い範囲で震度三が観測されましたので、県の大規模災害時の職員初動マニュアルに従いまして、速やかに特別警戒配備の体制をしき、被害情報の収集等に当たつたところでございます。幸い、本県においては現時点まで人的被害、建物被害の報告はございません。

それから、被災道県への支援ということでありますけれども、八日の発生直後に消防庁から本県の緊急消防援助隊に対し出動準備の要請があり、準備をしたところでございますけれども、翌九日の午前三時三十五分に解除となっております。

また、本県を含みます北海道・東北、八道県で相互応援協定を締結しております。これに基づきまして、現在、幹事県の宮城県、それとカバー県の秋田県が被災道県と支援の必要性について協議を進めております。

加えまして、被災道県への支援の枠組みといったしましては、全国知事会、総務省を通じた応急対応職員の派遣制度というのもございますので、それらも含めまして、今後支援が必要となった場合には、本県としても速やかに対応してまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 遠藤委員。

○遠藤（寛）委員 御答弁をいただいたこと感謝申し上げる次第であります。

県内に大きな影響がなかったということで、まずは安心しているところであります。今後、大きな地震が発生する可能性もあるかと思っておりますし、また、そういった意味では、引き続き警戒を怠らず、対応に当たっていただきたいなと思っております。そしてまた、もし支援要請があった際には、ぜひ御尽力をいただきたいと思っております。

今定例会冒頭の代表質問で、我が会派を代表し、相田光耀議員から積雪・寒冷期における防災体制の強化についての質問がありました。防災くらし安心部長からは、ＩＣＴ技術を活用した孤立集落発生の防止、冬場の特性を踏まえた実践的な防災訓練の実施などを通じて、災害対応力強化に努めている旨の丁寧な答弁があつたかと思っております。

今後、本格的な冬の到来を迎えるに当たりまして、いま一度市町村や関係機関などと連携を確認していただきながら、いざ災害が発生した際には迅速な対応を取ることができるよう、日頃からの備えを万全にしていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

防災くらし安心部長、ありがとうございました。

続きまして、日本スポーツマスターズの本県開催について知事にお伺いをいたします。

今年一年を振り返りますと、まさにスポーツが社会の話題を大きく彩った一年であったと感じております。東京で開催されました世界陸上やデフリンピックにおいて、日本のトップアスリートが世界を舞台に堂々と戦い、連日明るいニュースを届けてくれました。こうした姿は、世代や地域を超えて多くの国民に共感と励ましをもたらし、スポーツの持つ価値を改めて私たちに実感させたものと考えます。

また、プロスポーツの分野に目を向ければ、大谷翔平選手がメジャーリーグで前人未到の成果を上げ、史上初の満票でのMVP三度達成という歴史的偉業に到達いたしました。その挑戦の軌跡を日々伝えるメディア報道やＳＮＳの盛り上がりは、社会全体がスポーツの感情的価値を共有する現象ともなっております。トップアスリートの影響力は競技者だけでなく、一般市民の運動参加意欲向上にもつながることが指摘されており、スポーツの力は国全体の活力に直結するものであると思っております。

このような中で、スポーツ大会には先ほど申し上げたような現役トップアスリート向けの大会もあれば、シニア世代向けの大会もあり、シニア世代を対象とした国内最大の総合スポーツ大会である「日本スポーツマスターズ」への期待が高まっております。原則として三十五歳以上の競技者が参加し、かつてオリンピックや全日本で活躍した選手と、地域で技術を磨いてきた選手が同じ舞台で競い合うことができる大会であり、生涯スポーツの目標として大きな意義を有していると思います。

この大会は、平成十三年の宮崎県での第一回大会以降、都道府県持ち回りにより毎年開催され、今年の愛媛大会で二十五回目を迎えました。現在は水泳やサッカー、軟式野球など十三競技が実施されておりますが、令和十年以降は柔道と弓道が追加され、十五競技に拡大される予定と伺っております。参加者数は選手・監督等を含め約八千人と、地域への滞在を伴う大会としては全国的にも大規模な部類に入ります。

大会開催経費に関しては、地元負担は六千万円から九千万円程度と、国民スポーツ大会などと比べ、県の財政負担は比較的軽い形で開催が可能でありながら、経済効果が高いことで知られております。第一回宮崎大会では十六億五

千八百万円、過去大会の経済効果の平均でも約七億四千八百五十五万円と費用対効果が高いと言えます。シニア世代は滞在日数が比較的長く、家族同伴での来県も多いと言われており、宿泊、飲食、小売、交通など幅広い分野での波及効果が期待されます。また、スポーツ団体やボランティアの参画、地域住民の大会運営への協力が求められることから、地域コミュニティーの活性化やスポーツ人材の育成にも寄与するものです。

第二期山形県スポーツ推進計画に「スポーツイベントの開催・スポーツツーリズム等を通じた交流の拡大や地域づくりの推進」との記載があります。まさに、日本スポーツマスターズ開催は、交流拡大や地域づくりの促進として本県に大きく寄与する上、本県のスポーツ関係者からも開催に対して大きな期待が寄せられている中、令和八年は石川県、令和九年は静岡県での開催が決まっておりますが、令和十年の開催地は未定となっております。

令和五年十二月定例会の一般質問において、当時スポーツ政策を所管していた教育長からは、令和十年頃の本県開催に向か、「知事とも相談し、手を挙げる方向で検討してまいりたい」との前向きな御答弁をいただきました。あれから二年が経過し、繰り返しになりますが、令和八年大会は石川県、令和九年大会は静岡県での開催が決まっているものの、令和十年大会の開催地は未定であります。まさに本県が主体的に動くべき機会が熟している状況と言えます。

コロナ禍を経て、地域経済や交流人口の回復が求められる中、スポーツを通じた地域活性化は、観光と健康、コミュニティーを結びつける強力な手段となり得ます。本県の魅力を全国へ発信し、地域の誇りを高める絶好の機会を逃すことなく、日本スポーツマスターズの本県開催実現へ向け、積極的に取り組んでいくことが重要であると考えます。

そこで、これまでの検討状況を伺うとともに、改めて日本スポーツマスターズの本県開催に関するお考えを知事にお伺いいたします。

○梅津副委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。

ただいま遠藤寛明委員から本県での日本スポーツマスターズの開催について御質問いただきました。

毎年秋に開催される日本スポーツマスターズは、生涯スポーツに親しんでいる方にとっての自己の技量を試す場でありますとともに、かつて国民スポーツ大会などの競技スポーツで、日本を代表して活躍したトップアスリートにとってのセカンドステージでもあります。また、大会を見る方によりましても、年齢を重ねても生きがいを持ち、心身ともに健康でスポーツを楽しむ選手の姿から、勇気や元気をいただくことができるシニア世代の総合スポーツ大会でございます。さらに、多くの選手・監督が全国各地から集い、大会を通して、県内各地にある観光地や地域の豊かな自然・文化を楽しむとともに、選手間のみならず地元住民との交流を重ねることで、地域経済や観光振興にとっても波及効果が大変高い大会だと認識しているところでございます。

県では、本年三月、「スポーツを通じた健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現」を目指し、第二期山形県スポーツ推進計画を策定いたしました。その中で、生涯スポーツの機会創出、県民のウエルビーイングの向上、そしてスポーツを通じた交流人口・関係人口の拡大と地域活性化を重要な柱としており、自己の能力や志向に応じて、豊かにスポーツを享受することができる社会を体現する本大会は、まさにこの方向性と整合するものと捉えております。

このような中、令和五年十二月定例会における教育長からの答弁も踏まえ、これまで担当部局におきまして、本県での本大会の開催意義や効果について、大会の視察、既開催県への聞き取りなどにより、競技団体等の世代間交流や人材育成、開催県の魅力発信などの状況を確認してまいりました。また、実際に競技会を主となって運営することとなる県内各競技団体から本県開催への御意見をお聴きし、おおむね前向きな回答をいただいたところであります。

こうしたことから、このたび、令和十年度に二十八回目を迎える日本スポーツマスターズの本県開催に向け、今年度中に日本スポーツ協会に対して正式に手を挙げることといたしたいと考えております。開催決定は来年四月に予定されておりますが、今後、競技団体や県内関係機関、さらには全国関係機関とも連携を図りながら、受入れ環境の整備や宿泊・移動手段の確認、ボランティア体制の構築などを行いまして、本県の生涯スポーツの推進はもちろん、観光振興・地域活性化につながる、地域と県民が一体となった大会を目指してまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 遠藤委員。

○遠藤（寛）委員 知事、ありがとうございました。

まずは今年度中に手を挙げていただけるということで、本当に感謝申し上げる次第であります。

ここに至るまで、今お話をいただきましたが、大会に関して視察を行っていただいたり、聞き取り、確認等々していただいて、そしてまた県内の競技団体の皆さん方からも御意見等々を伺っていただいて、前向きなお話をいただいたと。これまでの経過に関しましても、いろいろ御尽力いただいたこと、本当にありがたく思っております。

私も県内のスポーツの関係者の方々から、やっぱりスポーツマスターズのような、全国大会規模の大会を本県で開催して、その大会を通じて本県のスポーツを盛り上げていきたいと、スポーツ振興につなげてまいりたいというお声もいただいておりますし、本当に本県の開催に期待を寄せていただいている方が多かったんだなと思っております。

先ほど知事からもいろいろと、生涯スポーツの機会の創出であったり、また、スポーツを通した関係人口の創出という面では、本当に期待ができますことと思っております。

まさにマスターズで重要なのが生涯スポーツと地域活性化だと思っておりますけれども、やはり生涯スポーツの観点でいえば、山形県内でも成人スポーツの実施率は、昨年度県政アンケート調査をしていただいている中で、確かに全国平均よりも上回っているのかなと思っておりますけれども、こういったマスターズ等々の大会で、改めて昔していたスポーツをもう一回やってみたいなとか、改めてこんなスポーツをやってみたいなとか、そういうことで、さらなる県民のスポーツ実施率向上につなげていただいて、それが健康寿命延伸につながることができるのかなと思っておりますし、また、地域活性化という点においては、前回の愛媛大会においては十一の市、そして四町、愛媛県二十市町あるということでありましたが、県内いろんなところで開催していただいたと。開催していただいた会場では、物販、そしておもてなしブースで大変盛り上がりを見せていました。やはり県内をいろんな面で回るということも、このマスターズのいいところなのかなと思っております。

国ス포と違ってマスターズでありますから、シニア世代、どんどん旅行もしていただけると思っておりますし、本県としてもインバウンドをこれからしっかりと強化していかなければいけないと思っておりますけれども、それには、やはります国内の皆さんに山形をいい場所だと思っていただいて、そして山形に何度も来ていただいたら、関係人口を増やして、それが結果としてリピーターとなり、インバウンドも増やしていく、そんな流れもあるのかなとも思っております。

まずは、今年度中に手を挙げていただけるということでありますので、改めていろいろと手続等々あるかと思いますけれども、県のスポーツ協会の皆さん方、関係競技団体の皆さん方と調整、連携を図っていただきながら御尽力いただければと思っております。

そして、スポーツマスターズ参加資格、三十五歳以上となっております。よくよく考えると、こちらにいらっしゃる皆様拝見してみますと、全員参加資格を持っておられるのかなと、あるいは何年後かには三十五歳を超えているかと思っておりますけれども、こういった意味で、ぜひ皆さん方も健康のために運動をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、河川流下能力向上・持続化対策計画の改定に向けた検討状況について県土整備部長にお伺いをいたします。

近年、地球規模で進行する気候変動の影響により、大雨災害は激甚化・頻発化しております。本県においても例外ではなく、直近では、記憶に新しい令和六年七月の最上・庄内地方を中心とした大雨では、本県としては過去最大規模となる甚大な被害を受けました。

県はこれまで県民の命を守るため、堤防・護岸整備などの河川改修を実施し、大雨被害を最小限にするため努めてきました。特に、比較的コストがかからず効果が高いとされているしゅんせつ事業に関しては、令和元年には河川流下能力向上緊急対策計画を、そして令和四年には河川流下能力向上・持続化対策計画を策定し、防災減災対策の強化に努めてきたところであります。これらの計画に基づき、取組を進めてきた中で一番重要であったことは財源確保だったと思いますが、ここ最近の予算の推移を見てみると、令和五年十二億円、令和六年八億円、令和七年八億円と予算確保に尽力されてこられました。

現行の河川流下能力向上・持続化対策計画は令和七年度までの計画となっており、来年度から新しい計画がスタートする中で、まずはさらなる財源確保が必須と考えます。県はこれまで、しゅんせつ事業を実施する中で緊急浚渫推進事業債を活用しておりますが、この浚渫債については令和十一年度まで延長されており、次期計画においても、積極的な活用が県民の命を守ることにつながるものと考えます。

現在は、要対策区間の調査などを実施し、次期計画に関しては策定中であると伺っておりますが、激甚化・頻発化してきている昨今の災害を考えれば、これまで以上の対策が必要であると強く認識しております。特に、河川の構造上、土砂がたまりやすい箇所については、定期的にしゅんせつを実施し、流下能力の再生や向上につなげることは、住民の不安解消だけでなく、中長期的なコスト削減にもつながるかと思います。

現計画での取組により見えてきた課題や、次期計画の策定に向けた考え方や方針について県土整備部長のお考えをお伺いします。

○梅津副委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 河川流下能力向上・持続化対策計画の改定に向けた検討状況についてお答え申し上げます。

浸水被害を防止するためには、堤防などの施設整備後も継続的に河川の流下能力を確保していくことが重要でありまして、県では、河川の堆積土砂や支障木の撤去による流下能力向上の取組を平成二十四年度から重点的に実施してまいりました。

現在は、令和四年度から七年度までの四年間を取組期間とする河川流下能力向上・持続化対策計画に基づきまして、

堆積土砂や支障木の撤去を集中的に進めているところでございます。

具体的には、県が管理する河川、延長約二千八百キロメートルのうち、氾濫の危険性が特に高いと判断されました約二百三十キロメートルの区間を対策区間としまして、堆積土砂や支障木の撤去に加え、河床にコンクリートブロックを設置する床止めによる流路保全対策などに取り組んできたところでございます。

この床止めにつきましては、設置後三年を経過しても堆積の進行が見られないなど一定の効果も確認されているところでございます。

令和六年度末までの対策済延長は約百六十キロメートル、進捗率は約七〇%とおおむね計画どおり進んでおりまして、残る七十キロメートルの区間についても、しっかりと対応してまいります。

一方で、これらの取組を行ってきた中で、幾つか課題も見えてきているところでございます。近年の度重なる大雨等に起因する土砂流出によりまして、対策した箇所への再堆積、あるいはまた、新たな箇所への堆積も確認されてきております。また、近年の物価高騰等の影響により、対策費用が掛かり増しし、実作業が目減りする状況にもなっております。

これらの課題を踏まえまして、このたび、新たに河川流下能力再生計画を策定し、次年度以降も継続的に取り組んでいく方向で検討を進めているところでございます。

具体的には、引き続き、河道閉塞率がおおむね二〇%を超えると見られ、氾濫の危険性が特に高いと判断される区間の堆積土砂や支障木の撤去を集中的に実施するほか、土砂の再堆積抑制につながる流路保全対策を強化するため、床止め工の導入を一層進めることとしております。

また、コスト縮減を図るための新たな取組としまして、これまで基準値を上回る堆積箇所で事後的に実施しているしゅんせつを、堆積する前の段階で予防的に実施することも検討しております。県が管理する河川の一部の区間で四年に一回のサイクルで試行を実施し、作業の効率化が確認された場合には実施範囲を拡大し、本格的な導入を図ってまいります。

これらの取組を計画的に進めていく上では、委員御指摘のとおり財源の確保が大変重要でございます。

このため、財源的に有利な国の起債制度である緊急浚渫推進事業債を主要な財源として最大限活用することを検討しておりますが、新たな計画の事業期間についても、この制度の期間に合わせて令和十一年度までの四年間とする考えでございます。

県としましては、大雨による災害が激甚化・頻発化している中で、河川の流下能力を十分に確保し、河川の氾濫による浸水被害を少しでも減らせるよう取り組んでいくとともに、維持管理のさらなる効率化につながる取組を進めてまいります。

○梅津副委員長 遠藤委員。

○遠藤（寛）委員 御答弁いただきありがとうございました。

次期計画ということで、河川流下能力再生計画、今後また令和八年度からということで、今検討中と思っておりますけれども、改めて、部長からいろいろなお話をいただく中で、確かにしゅんせつ、本来であれば河川改修などしていくのが一番いいのかなとも思っておりますけれども、なかなかコスト的に見てもと考えれば、やはりしゅんせつをして氾濫の危険性を低下させることが最大重要なんだと思っております。

ただ、要対策区間、これまでも元年の計画時、そして四年の計画時、また今回の段階においてもですけれども、雨の降る量が大きく変わってきておりますので、やっぱり再堆積というのが見られていくのかなとも思っております。

そしてまた、最近雨の量が多いからですけれども、氾濫しそうな場所であったり、また再堆積してしまう場所、大体地元の方も把握しておって、そういったところに小まめに入っていたいなければ一番ありがたいなというお言葉も今までよくいただいておりました。今回、次期計画に向けて検討中だと思いますけれども、新しいこととして、しゅんせつを予防的にということで、四年に一回というサイクルの中で試行的にしていただくと。ぜひこれを試行から本格的な段階にいざれ行っていただければ、県民の皆さんもありがたいという形になります。

また、コスト減という面においては、やはり河川維持管理、特にしゅんせつの作業をされておられる建設会社の皆さん方からもよく伺うのが、少しずつコスト高くなっていると大変なんだというお声で、先ほどの部長の答弁にもあったと思います。そういう意味でも、やはり今回の予算要求、しゅんせつに関しては、これまで以上に、大幅に上回るような額であったかと思っております。まずはこの予算をしっかりと確保していただくことが最大重要でありますし、またそれが県民の皆さんの安心につながると思っておりますので、ぜひ予算確保に御尽力をいただければと思っております。

ちょっと関連のところになってくるんですけれども、今回のこの浚渫債というところの話でありますけれども、河川維持管理、とりわけ河川ののり面とか河川敷の草刈りに関して、やっぱりこれ私だけじゃなく、いろんな皆さん方もですが、大変地元からいろんなお声をいただいていると思います。

県においては、県単独の予算で河川敷、そしてのり面の草刈りをこれまで実施していただいていると思いますし、また、ふるさとの川愛護活動支援事業によって、県民の皆さんから御協力いただきながら、草刈りなどを実施していただいておりますが、しかし、今の現状の対策では、こういった草刈り等々、まだまだ十分とは言えず、さらなる効果的な、そして継続的な取組が必要であると認識しております。

こういった状況を踏まえて、河川ののり面とか、そしてまた河川敷の草刈りに関して、浚渫債というものが使えないのかなと思っております。この対象としては、「河川氾濫等による災害を防止する観点から、地方団体が緊急的に実施が必要なしゅんせつ事業を早期に完了できるよう、令和二年度に地方財政法を改正し、特定的に地方債の対象としたもの。このため同事業債の対象は、治水上必要なしゅんせつ及び樹木の伐採事業に限られる」とされておりますが、治水上効果があるという整理がつけば、河川敷やのり面の草刈りに関しても浚渫債を活用して実施していくということは可能であるのかなとも思っております。

これはやぶの刈り払いというところにも同じことが言えるのかなとも思っています。最近、熊対策として、やぶの刈り払い、これまで県も九月の補正予算では三千四百万円、そして十一月の専決処分の際には三千万円の予算を投じて河川敷のやぶの刈り払いをしていただいたと思っております。ただ、これもまだまだ現状としてこの予算では十分でないとも認識しております。市街地に熊が入ることを防ぐために効果があるとされている河川敷のやぶの刈り払い、これは熊対策でありますので、現状でいえば環境エネルギー部所管ではありますけれども、治水上効果があるという整理といいますか形であれば浚渫債活用して、県土整備部としてやぶの刈り払いを実施できるのではないかと。そうすれば、より予算を確保することができて、結果として熊対策も一層進められることになって、住民の皆さんの安心安全を確保することに、大きく寄与するものであるのかなと考えております。

河川敷やのり面の草刈り、さらには熊対策に効果的なやぶの刈り払いに関する浚渫債の活用に関して、県土整備部長のお考えをお伺いできればと思います。

○梅津副委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 お答え申し上げます。

先ほど私の話の中で、主にしゅんせつの話をさせていただきましたけれども、河川の流下能力向上に当たりましては、河川の断面を阻害します支障木の伐採、極めて重要でございます。

委員御指摘のとおり、緊急浚渫推進事業債におきましては、支障木の伐採は認められておりますけれども、これは治水上効果のある箇所のみ適用可能となっておりまして、さきに述べた河川流下能力再生計画に基づく対象箇所において活用していくこととしております。同様に、通常の河川維持管理におきましても、治水上の観点から伐採等を実施しているところでございます。

一方で、河川空間が熊の移動経路となっているということが想定されておりますので、こうした治水上の必要性の下に実施する伐採の箇所のうち、熊出没の対策として有効であると考えられる箇所につきましては、環境エネルギー部ともよく連携して、熊の出没状況に応じて伐採時期を調整するなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 遠藤委員。

○遠藤（寛）委員 制度上という面で見ればなかなかというところありますけれども、ただ、今おっしゃっていただいたように、治水上の効果があるということで、土砂がたまっていて、そこの河川として一体的にやるという場合においてであれば、やぶの刈り払いであったり、そしてまた草刈り等々、維持管理というのはできるのではないかとも改めて思っておりますが、まずここに関しましては、今、部長からもお話いただきましたけれども、環境エネルギー部とも連携をしていただきながら、しゅんせつに入るタイミングをもう少し早くしていただいて、やぶの刈り払いも一緒にできる場所があれば一緒にしていただけたら大変ありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

部長、ありがとうございました。

続きまして、今後の理系人材育成につきまして教育長にお伺いをいたします。

少子化が進行し、県内高校における入学者数も減少傾向にある中、県立高等学校と私立高等学校の入学者の比率については、以前の七対三だったものが現在は六対四へと変化してきております。こういった中、いわゆる高校の授業料無償化によって、今後ますます県立高校離れが加速しないか懸念されるところであります。

県内それぞれの地域に配置された県立高校では、産業教育など私立高校では展開されていない教育を行ったり、地方部にある学校では地域と連携しながら地域活性化にも貢献してきたところであります。そして、このような魅力や特色を育みながら、多様な選択肢を子供たちに提供してきているものと承知をしております。今後もその役割を担うためにも、県立高校のソフト面、ハード面の両面を強化し、中学生にとって魅力あるものにしていく必要があります。

特に、産業構造が急速に変化する現代において、地方における理系教育の充実は地域の将来を左右する重要なテーマとなっております。A I、データサイエンス、バイオテクノロジー、脱炭素技術といった分野の発展は都市部だけ

でなく地方の産業にも影響を及ぼし、これらを担う理系人材の不足が地域経済の成長を阻む大きな要因になりつつあります。したがって、県立高校が地域の未来を支える中核として、理系教育の質と量をともに高めていくことが求められております。

そのような中、文部科学省では、二〇四〇年には、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、理数・デジタル分野の専門人材や地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーなどいわゆる理系人材の不足が懸念されていることから、産業イノベーション人材の育成が重要であるとの認識を示したところです。

また、経済産業省の推計によれば、二〇四〇年には、理系に強い専門人材は約三百三十万人不足し、文系中心の事務・営業職人材は約三百二十万人余ると言われており、今後は、理系分野の専門的な力を持った人材など、地域社会や経済の持続的な成長に貢献する人材の育成を図っていく必要があります。

こうした国レベルの危機感は、地方である本県にとってより深刻な意味を持ちます。ものづくり産業が盛んな本県において、理系分野の学びに触れる機会を充実させなければ、理系人材の裾野そのものが縮小しかねず、地域産業の担い手不足に直結するためであります。また、地域企業からも「理系人材を確保できない」「地元の高校生に地域産業への興味を持ってほしい」といった声が寄せられており、高校教育との連携による人材育成は喫緊の課題となっております。

理系人材の育成に向けては、理科や数学等の理数系の科目の興味や関心を高めることが第一歩となります。例えば、実験や観察を地道に継続したり、失敗しても新たな方法を模索するなど、生徒が夢中になって努力するような体験をさせることで、生徒の興味関心が高まると考えます。その上で、より専門的な内容を学ぶとともに、さらに理系大学等への進学を希望する場合には、理科や数学などの理数系の科目にしっかりと取り組むことができるようサポートしていく必要があると考えます。

本県では、探究科、普通科探究コースの設置や、文部科学省が指定したスーパーサイエンスハイスクールによる先進的な科学技術に関する教育の実施、また、高等学校DX加速化推進事業を活用したデジタル人材の育成など、理系人材育成に向けた取組を推進しておりますが、今後、理系人材育成・確保が全国的にも急務となり、文部科学省も理系人材育成に改めて大きくかじを切った今、本県としてもさらなる取組が必要になると考えます。

本県の将来を託す高校生が、地方の課題解決や新たな産業の創出に挑戦できるよう、理数教育の充実は、魅力ある県立高校づくりの重要な柱であると考えます。県立高校が理系人材育成の拠点として明確な役割を持つことは、地域の産業界にとっても大きな力となり、長期的には人口減少下における地域の持続性にも寄与するものと確信しております。

そこで、今後、理系に関する学習を充実し、イノベーションを担う人材をどのように育成していくのか、教育長にお伺いいたします。

○梅津副委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 委員から今後の理系人材育成について御質問いただきましたので、お答えいたします。

委員からございましたとおり、二〇四〇年には、理数やデジタル分野等を専門とする、いわゆる理系人材が不足すると予想されております。そのため、最先端の科学技術等を駆使して新たな価値を創造し、生産性の向上を図ることができる人材を育てることが重要であると認識しております。そのため、第七次山形県教育振興計画では、A I、I o Tなどのデジタル技術等を活用して、本県産業界のイノベーションを担う人材の育成が求められている、そういう認識の下、理系分野の資質・能力の向上に向けて、様々な取組を行っております。

まず、県立高校の中で、大学進学を目指す生徒が多い学校におきましては、普通科理系コースのほか、五校に専門学科としての理数科及び理数探究科を設置いたしまして、高度で専門的な理数系科目を中心とした教育課程によりまして学習しております。また、私立文系大学の進学者が多い首都圏とは異なりまして、本県では国公立大学への進学志向が強いということから、文系の生徒でも三年まで数学や理科の学習を継続する場合が多くあります。そういう生徒の中には、実験やデータ分析等を行いながら理系分野の探究に挑戦しまして、全国や県の発表会等で表彰されるという生徒もあります。

また、委員から御紹介いただいたスーパーサイエンスハイスクールですとか、DXハイスクールでは、大学や研究機関と連携した最先端の研究や、A I やデータサイエンスを活用した探究学習に取り組んでおります。県教育委員会といたしましては、これらの学びが生徒の理数科目の学力向上につながり、進路目標を達成し、将来、いわゆる理系分野で社会の発展に貢献できる人材の育成に取り組んでまいります。

一方、職業系の専門学科につきましては、本県では、全学科に占める定員割合が高く、中でも県立高校の工業科の定員割合は全国で最も高くなっています。今後もテクノロジーが進化し続ける中、産業系高校における学習をさらに高度化できるように、例えば工業科における大学との共同研究ですとか、企業等と連携したデジタル技術に関する講座等を通して、科学技術に関する知識それから技能を身につけ、地域産業を担う人材を育成してまいります。

また、日本や、それから地域の競争力を向上させるためには、グローバルな視点や起業家精神を持つことが大変重要でありますので、今年度から実施している「やまがたグローバル・イノベーター育成事業」などに取り組み、地域を知り地球規模で考える視野の広さと何事にも果敢に挑戦する気概、これを育成してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、これらの取組により、科学技術分野におけるイノベーションを生み出し、社会に貢献できる人材を育成してまいります。

○梅津副委員長 遠藤委員。

○遠藤（寛）委員 ありがとうございます。

県立高校においても、理系人材育成に向けて大変様々な面で御尽力いただいていると思っております。先ほど教育長からも様々お話をいただいた中で、産業系高校、専門高校、専門学科等々もそうですけれども、本県においては、様々な取組の中で国の制度を活用しながらも積極的に活動されているんだなと思っております。

確かに、今回、理系人材という観点の中で、国のほうでも、経産省の数字になりますけれども、将来的には理数、理系に強い専門的な人材が、二〇四〇年には三百三十万人不足するということで、文部科学省としても大変な危機感を持って、今、大学改革をしたり、その中で理系人材を育てていかなきゃいけないからこそ、受皿の部分を大きくして、そしてまた理系の学科を増やしていくこうとしているのかなと思っております。

ただ、そのためにも、理系の大学を増やしていくだけでは、結局のところ、高校の皆さん方が大学に進んでいただくわけですから、そうなったときに、やはり高校改革というのをセットしていくということで、今大きな流れになってきているのかなとも思っております。

やはり普通科というところ、もちろん県内の高校においても普通科以外の様々魅力的な価値ある学科、学校等々多いと思いますけど、まだまだ普通科というのが大変ウエートとしても大きく占めている中で、本県においては理数の部分では、皆さん頑張っていろんなことされていらっしゃる、探究のほうでも進めていただいていると思っていますけれども、普通科の文系の方々、ここをいかにして理系人材といいますか、理系の転換とまでは言わなくとも、本県においては数学を三年生のときにも教えていただいたりとか、様々あるかもしれませんけれども、これから理系のクラスを増やしていくことが必要になってくるのか、それともそれ以外のことを戦略的に考えていいかなきゃいけないのか等々あります。

ただ、やはり中学校であったり、小学校、まずは理系というところに興味が湧くきっかけを持っていただくことも大変重要になってくるのかなと思っておりますので、それは本県においてもキャリア教育であったり、そして総合的な学習での探究など、企業の研究をされて、そして将来どんな人材が必要になるのかということを勉強しながら、そういう道も選ばれるということもあるかと思います。

いずれにしましても、これからもまずは将来、二〇四〇年、こういった人材が必要だという中で、まずはこれからも県教育委員会としても御尽力をいただきながら進めていただければと思っております。

人材を育成していくという中においては、やはり予算ということも伴ってくるのかなと思っております。

先日、「『強い経済』を実現する総合経済対策」、これが十一月二十一日に閣議決定されまして、「公教育の再生・教育無償化への対応」として、公立高校や専門高校等への支援拡充が記載されたところだと思います。また、同じく二十八日には、補正予算案が閣議決定され、その後の松本文部科学大臣の記者会見では、高校教育改革の方向性や、高校教育の充実に向けて公立高校への支援として約三千億円を計上することを公表し、国として今後は専門高校・普通科改革に関してこれまでにない支援をしていく形となったと思います。

具体的には、文部科学省が高校教育改革に関するグランドデザインの骨子を公表し、このグランドデザインを踏まえた高等学校教育改革交付金・仮称が令和九年度に創設されることとなりました。また、この交付金に先立ち、各都道府県が高等学校教育改革促進基金を創設し、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」「理数系人材育成支援」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三類型に応じた改革を先導する拠点のパイロットケースを創出するなど、グランドデザインに沿った先導的な取組に対して政府が支援するとされております。

このたびの約三千億円の支援制度、これ文部科学省として公立高校に支援する中で、歴史上まれに見る予算規模であり、また、補助率は十分の十とされており、本県にとっても千載一遇のチャンスだと思っております。

このような転換期に当たりまして、今後の取組に対する思いや決意を教育長にお伺いいたします。

○梅津副委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 お答えいたします。

このたび文部科学省から示された、いわゆるグランドデザインの骨子でございますけれども、地域社会を支える人材育成、イノベーションを起こす人材育成、あるいは多様な学習ニーズに対応した教育機会の提供など、第七次山形県教育振興計画で目指す方向性と重なる部分が多くあると考えております。先ほどの答弁で申し上げたような取組を通して、これから人材育成や教育の充実にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

これまで、義務教育の充実に対しては、例えば校舎整備や、あるいは教職員の配置など政府から直接的な財政支援があった一方で、公立高校に対する支援は十分ではありませんでした。このような中、このたび文部科学省から公立高校に対する新たな支援制度の構想が示されまして、大いに期待しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、日本や地域の発展を担う人材をしっかりと育てていけるよう、この財源を起爆剤として、未来を切り開く新しい高校教育改革の取組や、それにふさわしい充実した教育環境の整備などを前に進めていきたいと考えております。ただ、まだ制度の詳細が明らかになっておりませんので、今後の政府の動向を注視しつつ、内容が明らかになった段階で、早急に具体的な事業を構想して、財源を確保できるように鋭意準備を進めてまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 遠藤委員。

○遠藤（寛）委員 ありがとうございます。

このたびの支援制度ということで、今、教育長からもこの財源を起爆剤に、山形県の教育を前に進めていかれるとということで、大変ありがたいお言葉だなと思っております。

確かに、まだ詳細は見えていない部分もあるかと思っておりますので、まずはこれから国の動きを注視しながら頑張っていただきたいなと思っております。

ただ、やはり今回、この三千億円という支援制度でありますけれども、これ四十七都道府県一律の金額が待っていれば来るというような制度じゃないという話も聞いております。ここに対しましては、四十七都道府県で奪い合いといいますか、こういった計画、すばらしい計画があるところにはしっかり支援をしていこうというのが文科省の流れなのかなと思っております。

全国的に見ても、例えば富山県なんかはもう既にビジョンを策定しているところもありましたので、そのビジョンを活用しながら、これから積極的にこの基金を取りに行くんだろうなと思っておりますし、また、東京都でも、この支援を活用する方向だとは思いますけれども、AIとかそれからデータサイエンスなどの高度なデジタル人材を学べる都立高校の新設、これも検討しているという話でもありました。

もちろん、本県においてどういった使い方といいますか、活用の仕方がいいのかというのは、学科、コースの再編であったり、学校の設定科目的新設がよかったですとか、それからまた高等教育機関、それから地域、産業界と連携して外部人材の登用がいいのかとか、いろんな活用等々あるかと思います。こういったところに関しては、まず今後、山形県としてこういう人材が必要だよねということを教育委員会だけでなく、産業界、そして大学、こういったところと協議会をつくって設置をして、こういう人材が将来必要になるからこそ、高校改革の支援の中で学科を新しくするのか、それとも最新の機器を投入していくのか、それとはまた違うことを考えていくのか、そういったことを皆さん方で連携して話し合いをしていただきながら、千載一遇のチャンスだと思っておりますので、ぜひ積極的に活用を目指していただければと思っております。

そしてまた、たしか今年度中に基金を都道府県においても設置しなきゃいけないというのもありますので、ぜひその点に関しても検討していただければと思っております。

○梅津副委員長 遠藤委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

○遠藤（寛）委員 最後の質問になります。エアコン整備であります。時間がないので簡潔に申し上げます。

これまで県立高校において、普通教室におきましてはエアコン設置を進めていただいていると思います。ただ、特別教室というところで見ると、まだ設置が進んでいないのかなと感じております。学校の関係者等々から話を聞きますと、やはりなかなか大変だと。例えば、生物室では、暑くて生き物が飼えないと。それからまた、家庭科室では、調理実習予定しているんだけれども、夏暑くて、そういうのが心配だから気温が少し下がる時期に授業変更して取り組んでいかなければいけないよねとか、また、吹奏楽部の皆さん方はエアコン設置されている部屋を使って練習活動はできるんだけれども、やっぱり吹奏楽ってみんなでやらなきゃ意味がないのに、ばらばらにやつたらどうしようもないよねというようなお話をもいたらしくあります。

今回、まさに予算要求の中で、エアコンの設置に関しましては、令和八年度当初予算の中で県立高校特別教室へのエアコン整備が計上されております。これに関しましては、音楽室や理科室、実習室など特別教室のエアコン整備、具体的にどのような方針を立てて要求されたのか。そしてまた、体育館というのがまだ計上されていないようですが、県教育委員会としてはどう考えいらっしゃるのか、教育長にお伺いします。

○梅津副委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 お答えいたします。

これまで普通教室のエアコン整備は集中的にしておりますけれども、特別教室につきましては、理科の実験室や芸術教室、工業・農業等の実習室など数多くあります。そのため、限りある財源の中で優先順位をつけながらエアコンの整備を行っていく必要がございますので、令和八年度の当初予算要求

におきましては、まずは学科等にかかわらず全校の全生徒が学ぶ必履修科目のために設置されている理科の実験室ですとか、音楽・美術・書道室等を優先し整備する経費を計上しているところでございます。

専門高校の実習室につきましては、溶接実習室ですとか、木材加工実習室、農業機械実習室など、学校によって様々な部屋がございまして、中には資材搬入等のためシャッターの開口部が大きく断熱性が低い部屋があるなど、個別の仕様に応じた設計が必要になる場合もございますので、それぞれの使用頻度や代替教室の有無も含め、精査の上、今後の整備を検討してまいりたいと考えております。

体育館につきましては、大空間でありますて、断熱性・気密性が乏しく、単にエアコン設置だけではなかなか十分な冷房効果が得られず、また断熱のための大規模な改修が必要であること、あと光熱費の増加などが課題となります。そのため、断熱改修による光熱費の低減も含めた成功事例ですとか最新の技術等を研究しながら、整備の在り方を検討してまいります。

いずれにいたしましても、エアコン整備にかかる経費はかなり大きいものがございますが、公立高校の整備に関しての政府の補助制度はございませんので、この財源確保というのが大変課題となります。そのため、引き続きあらゆる機会を捉えて政府に対しての要望も行いながら、安全安心で快適な県立高校の教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 遠藤寛明委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 一 分 休 憇

午前 十一時 十五分 再 開

○梅津副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。関徹委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。関徹委員。

○関 委員 五つのテーマを予定しておりますので早速質問に入ってまいりたいと思います。

最初に、多文化共生社会の推進についてです。

グローバル化の波が本県にも押し寄せ、技能実習生が増加、二〇二七年には育成就労制度が開始されようとするなど、外国人の増加が加速することが予想されています。外国人労働者数は令和六年で五千七百四十三人と九年で二・四八倍になっています。(画像を示す)

若干資料の解像度が低いのでありますけれども御容赦ください。このようになっております。本県の外国人数は一人を超える、県人口の約一%ですが、全国的には外国人が占める割合が平均二・八三%。三%を超える県も十三に達し、多文化共生社会づくりは少なくない県において真剣な努力が重ねられ、外国人と共に地域をつくる取組も広がっています。

本県で働き暮らす外国人の方々、以下、「外国人」と呼ばせていただきますけれども、外国人と共生する社会を築いていくことは、本県が直面する大きな課題の一つとして、県総合発展計画実施計画にもうたわれています。

そうした中で、県は今年三月、県多文化共生推進プランを策定しました。長年国際交流の草の根で頑張ってきた本県の外国人コミュニティー団体の方が「とても期待を寄せている」と語っていました。

一方、近年、「日本人ファースト」などをスローガンにして、外国人の犯罪が急増しているのに放置されているとか、外国人が僅かの滞在で数千万円の高額医療費給付を受けているとか、外国人のせいで日本人の賃金が上がらないとか、外国人が不当に優遇されて日本人の権利を侵害しているなどとする外国人排斥、排外主義の主張がS N Sなどを介して広がり、さきの参院選では、多くの政党が外国人の犯罪取締りや外国人に関する諸制度の厳格化などを掲げる状況となりました。

本県でも、長井市でJ I C Aアフリカ・ホームタウン認定事業に関して、同市役所に排外主義と取れるメール、電話などが殺到。十月二十六日には「移民政策反対 全国一斉デモ」に呼応した行動が同市でも開かれたと聞いています。

こうした排外主義の重大性は外国人の人権を侵害してはばかりないこと、そして外国人が不当に優遇されているなどという事実に基づかない主張であることです。事実でない情報、フェイクで社会が動かされることは民主主義の最大の脅威であり、政治がフェイクを主張することが言語道断であることはもちろん、その風潮に迎合することも政治の民主性を大きく損なうものと思います。

長年、本県の国際交流活動の中心的役割を担ってきた団体の関係者は、「いつ自分たちに攻撃の矢が向かってきて

もおかしくない」と非常に危惧されています。

日本政府の外国人政策は、入管法、特定技能、育成労などなど、「外国人の人権を侵害している」と国際機関から厳しく批判されている状況であり、排外主義の根となっています。国の予算も全く不足していますが、本県も全力を挙げて多文化共生社会づくりに取り組んでいかなければなりません。

そこで知事に伺います。事実やデータに基づかない情報による排他主義・排外主義が台頭し、政治がそれに迎合するのみならず扇動する動きすら広がっていますが、このような状況をどう感じるでしょうか。こういう中で県推進プランの立場はどういうものでしょうか。もともとプランでは、多文化共生社会を築く意義等については特段説明されていないところもあり、ぜひ知事に理念を語っていただきたいと思います。

○梅津副委員長 吉村知事。

○吉村知事 多文化共生の推進についての御質問にお答えします。

本県におきましては、人口減少・少子高齢化を背景とする人手不足への対応策の一つとして、外国人材の活用が進んできています。外国人人口は令和六年十二月末現在で一万三百十二人で過去最高となっております。製造業やサービス業、建設業をはじめ、介護・福祉分野など様々な分野で外国人の方々が活躍をしており、産業を支える人材として、また、地域の持続的な発展の担い手としても力を発揮していただいております。

このように、外国人材が社会を支える重要な存在となっている現状を踏まえれば、事実や実態と異なる情報等を基にした排斥の主張が見られることにつきましては大変憂慮すべきことと捉えております。

一方で、外国人材の受け入れについて不安や不公平を訴える声があることも承知をしておりまして、外国人材が地域の一員として活躍するための前提としましては、日本の規範やルールを遵守していただくことは当然のことと思っております。外国人の方々にルールなどをしっかりと伝え、実践をサポートしていくことと併せ、私たち日本人も外国人の方々とコミュニケーションを良好にして、お互いに理解し合うことが重要であると考えております。

外国人材の受け入れ拡大に当たりましては、外国人の方々が日本で生活や就労する上で必要となるルールや習慣に関する意識啓発を行うとともに、外国人材が抱える様々な困り事を相談できる窓口の設置・拡充など、日本人も外国人も安心して暮らせる環境の整備が不可欠となります。

あわせて、外国人の方々が日本語を学ぶ機会の充実や、円滑なコミュニケーションに役立つ「やさしい日本語」の普及啓発など、日本人と外国人の相互理解や交流促進に取り組むことも必要であります。

また、本県ではこれまで、姉妹友好都市や海外県人会、海外の教育機関等と交流を重ねてきており、こうした関係性を土台にして、留学生の受け入れをはじめ海外との人的交流をさらに拡大していくことも重要であると考えております。

こうした考え方の下、県では、日本のルールや習慣などを紹介するポスターやチラシの作成等にも活用できる市町村等向けの補助制度を創設するとともに、外国人総合相談ワンストップセンターを設置し、外国人の方々に多言語で対応しております。また、県内四つの地域に日本語教育コーディネーターを配置し、市町村や地域の団体による日本語教室の開設を支援しております。加えまして、今年十月に「世界はとなり、やまがたフェス」を開催し、外国人の方々から山形での暮らしや経験を紹介してもらうトークイベントや外国文化の体験など、相互交流の機会づくりを行ったところであります。

さらに、今年九月に、県と新モンゴル学園及び山形大学の三者で協力覚書を締結し、将来、高度外国人材として活躍が期待される留学生の受け入れ拡大に向けた取組を始めております。

県としましては、市町村や外国人を雇用する事業者、国際交流団体、地域住民をはじめ様々な主体と連携しながら、こうした取組を今後さらに強化していくことにより、日本人も外国人も地域社会の一員として共に活躍できる環境整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 全国知事会も今年宣言を出したわけでありますけれども、本県におきましては、人種、国籍はもちろん、性別、障がいの有無、年齢などとにかくわらず、全ての県民が活躍できる県にしていくために、寛容性、包摂性のある地域づくりを考えているわけでありますので、そういう立場で進められるという御表明かと思います。

知事、ありがとうございました。

続いて、具体的な取組についてでありますけれども、県の推進プランの施策の四つの柱の中に「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」として、今お話をありました相談活動、日本語学習、暮らしの環境整備等が挙げられています。日本で生活できるようになるために、相互理解を深めるための前提となる取組ですけれども、県内ではまだ体制の整わない地域が多く、格差があるようあります。

こうした中で、本県における国際交流の先進事例として、鶴岡市にあります財団法人出羽庄内国際村、鶴岡市の国際交流センターの管理委託を受けて、そこを拠点に活動している団体ですけれども、政府が令和二年に改定した多文

化共生推進プランで掲げているような様々な施策にも先駆けて取り組んでいる団体ありますので紹介したいと思います。

先日、日本語教室を見学してまいりました。(画像を示す) このように十人ぐらいで行う教室もありますけれども、(画像を示す) 多くは少人数で、マンツーマンも含めて対話形式でやっているそうです。こちらは初級教室、三人のフィリピーナですね。一緒に働いている仲間だそうですけれども、平仮名一文字ずつ練習しています。講師の方は日本語のみでお話をされます。(画像を示す) 中級のほうはベトナムの方と台湾の方がちょうどいらっしゃいました。お一人が外国に仕事で行ってきたということで、お土産のお菓子を先生にも受講生にも配っていました。突然お邪魔して写真を撮っている私も頂戴いたしました。大変アットホームがありました。

この教室、ごく一部でありますけれども、令和七年現在で参加者四十六人と聞いたのですけれども、四十六人というのは実はボランティアの数でして、受講生は約百六十人と、仙台市と同じような規模になっているそうです。日本語を身につけるだけでなく、会話を通して地域の暮らしや文化を理解し、悩み事も解決する、何よりの交流の場にもなっているということでした。登録料三百円で月会費二百円、水土日のほか受講者の都合に合わせて毎日どこかで行われているそうです。

困り事の相談窓口のほうは、月曜を除く毎日、中国語、韓国語、英語は携帯電話でいつでも対応可能、その他の言語も前もって連絡すれば多くが対応できるということで、役所・銀行、入園・就学、家庭の問題まで広く対応しているということ。必要な場合は通訳ボランティアをそういう現場にも派遣して同行するということもしているそうです。この評判を聞いて、県立中央病院や蔵王のスキー場からも相談が来たことも、それから海外からも来るということがありました。

もう一つの取組を紹介しますと、(画像を示す) ワールドバザールというフェスを行っています。今年は十三か国の屋台、これはベトナムの方ですね、(画像を示す) これはシリアの方だと思います。そしてステージでは(画像を示す) 民族楽器の演奏、歌、劇、ダンスなど国際色豊かなパフォーマンスが行われ、有名な中国雑技団もやってきます。昨年は一千八百人、(画像を示す) 今年は一千六百人の市民が詰めかける、実にコスモポリタンなイベントですけれども、予算は五万円ということありました。出演者や市民から寄せられるカンパで運営されています。

県は今年、お話ありました「世界はとなり、やまがたフェス」をイベント会社に委託して行ったということでありますけれども、住民の手によって行うこういうやり方、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

特徴的なところだけ紹介しましたけれども、国際村の活動というのは、鶴岡市のみならず、庄内一円から最上地方など県内各地にわたって、各地の関係者から頼られているということでした。

そこで伺います。まず、県内各地域の外国人の相談体制や日本語学習環境の整備などはどういう状況でしょうか。また、出羽庄内国際村の活動は、多文化共生推進の上で学ぶところの多い先進事例ではないかと思いますけれども、県はどのように認識されるでしょうか。この活動を参考にして、あるいは国際村の力も借りて、外国人の相談体制や日本語学習環境の整備について、県内各地域に根差した活動が育つように支援していくべきと考えますがいかがでしょうか。みらい企画創造部長に伺います。

○梅津副委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 ただいま委員から、外国人に対する相談対応の状況と、それから日本語学習環境、最後に出羽庄内国際村の活動に関しての連携ということについて、三つ御質問いただきましたので順次お答えしたいと思います。

まず、外国人からの相談対応の体制でございますけれども、県内には相談窓口が六か所ございます。地域別では村山地域で一つの市、置賜で二市町、庄内地域で三つの市町に設置されておりまして、外国人向けの相談窓口がない市町村が結果として多いという状況になっております。こうした中で、県では県内で暮らす外国人からの相談に対応する一元的な窓口として、先ほど知事からもお話をさせていただきましたけれども、外国人総合相談ワンストップセンターを設置いたしまして、対面のほか電話やメールなども活用しながら、県全域からの相談に七か国の言語で対応しているという状況にございます。

外国人の方々が抱える生活の困り事などにきめ細かに対応していく上では、居住している市町村での身近な相談窓口を増やしていくことが重要でございますけれども、一方で、市町村にとっては相談窓口の整備に当たって、委員からもございましたとおり、相談を受けた支援に関する幅広い知識、ノウハウを有する相談員の確保、それから関係機関とのネットワークづくり、さらには多言語での対応といった課題を市町村の方は抱えていらっしゃる状況にございます。

こうした現状を踏まえまして、県では今年度、市町村職員等を対象に研修会を開催いたしまして、相談対応に必要な情報の提供や取組事例の紹介を行う予定としているほか、言語翻訳機の導入等にも活用できる補助制度を新たに創設したところでございます。

次に、日本語学習環境でありますと、現在十四の市町村で二十二の日本語教室が設置されております。地域別に申し上げますと、村山地域で四市、最上地域で二市村、置賜地域で四市町、庄内地域で四市町にございまして、外国人が身近に通える日本語教室がないという地域もございます。生活や就労等に必要な日本語を学ぶ機会を拡大していく必要があると認識しております。

このため、県では県内四地域に日本語教育コーディネーターを配置いたしまして、データ技術の活用等により遠隔の日本語教室も利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、市町村や外国人を雇用する事業者等に対しまして、外国人の日本語学習に対する理解を促し、日本語教室の開催について働きかけを行っているところでございます。

また、日本語教室の開催を支援するための助成制度も設けておりまして、これらの取組もあり、今年度は新たに尾花沢市が日本語教室を設置されたところでございます。今後、日本語学習プログラムに対する助言等も行いながら、学習内容の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

それから最後に、鶴岡市の出羽庄内国際村、委員から御紹介いただきましたけれども、この団体は長年にわたり外国人向けの相談窓口の設置や日本語教室の開催、それから地域住民との交流事業など幅広い活動を展開されており、外国人の受入れ環境の整備に大変尽力していただいている県内有数の団体であると捉えております。

こうした実績を踏まえまして、県では、先ほど委員から御紹介いただきました多文化共生推進プランを策定するに当たっての委員会に、この出羽庄内国際村の職員の方にも御参画いただき御意見を頂戴して、外国人向けの相談体制や日本語学習環境の整備に関する御意見なども頂戴してまいりました。それを基に施策の検討を行ってまいりました。さらに、プランに基づく施策推進において、出羽庄内国際村の職員に庄内地域の日本語教育コーディネーターの役割を担っていただいて、日本語学習機会の確保・充実に向けて取り組んできたという状況にもございます。

また、御紹介ありました多文化共生フェス、県で今年初めてやりましたけれども、これは委託でやらせていただきましたが、これについても庄内で行われているフェスを見習ってといいますか、参考にして開催させていただいているものでございます。

県といたしましては、こうした出羽庄内国際村と連携した取組のように、豊富な知識やノウハウ、経験豊かな人材や関係機関とのネットワークなどを有する活動団体等との連携を強化しながら、外国人の受入れ環境整備に向けて地域での新たな活動の芽出しと活動の活発化への支援を行ってまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 今、触れていただきましたけれども、この国際村の活動の特徴の一つは、多くのボランティアが参加しているということですけれども、同時に、専従職員を持っているわけであります。これから全県に、地域ごとに活動を広げようと考えた場合には、拠点となる場所と人の確保、これはどうしても必要になるだろうと思うのであります。

もともと、政府が共生プランで様々な取組を自治体に求めてきたのだけれども、その後の予算措置というのは非常に不十分であると、これ知事会も言っているところだと思います。

県も地域ごとの活動や、また、国際村等の活動にも十分な予算を充てていく必要があるし、そのためには、国にも抜本的な予算措置の拡充を求めていく必要があるのではないか。国として多文化共生社会をつくっていくためにはそういう取組が必要だと思うんですけれども、御所見を伺います。

○梅津副委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 活動団体に対する支援でございますけれども、多文化共生社会の実現に向けては、県や市町村、事業者や民間団体が連携しながら、相談窓口の設置・運営、日本語教育の充実や地域住民との交流促進などの環境整備を進めていく必要がありますので、委員御指摘のとおり、そのためには予算の確保というのは重要なとなってまいります。

そうしたことから、県では「令和八年度政府の施策等に対する提案」として、外国人の暮らしやすさ、多文化共生に向けた地方の取組に対する財政支援の充実について政府に働きかけを行っております。

また、これも委員から今御指摘ございましたけれども、今年の七月に実施いたしました全国知事会から政府に対する「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」というのを出しておりまして、こちらにおいても、政府として多文化共生施策に主体的かつ戦略的に取り組み、責任を持って財政措置などを行うことを求めております。あわせて、地方自治体の多文化共生施策の推進に当たって永続的で十分な財政支援についても要請を行っているところでございます。

県といたしましては、今後もあらゆる機会を捉えて、必要な予算の確保に向け、政府に対してしっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 国際村の活動、具体的な事例、参考事例として、一端でありますけれども御紹介させていただきました。鶴岡市というのは保守的なところがあると言われることが多いんだそうでありますけれども、本当かどうか分かり

ませんが、そういう鶴岡市におきましても、このように外国人の方々を新しい仲間として迎えるそういう心が、それから一緒に暮らしていこうとそういう心が育っていると、広がっているということありますので、全県にもぜひそういうものが広がっていくこと、そのため御尽力いただくことを期待いたしましてこの項は終わります。

部長、ありがとうございました。

続きまして、熊対策について伺います。

前置きをはしまして申し上げますけれども、まず大変な今年の状況の中で、熊被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますとともに、困難で危険な任務に当たられている猟友会の皆様はじめ関係者の皆様に、この場から深く感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

共産党県議団は、先月、県内市議会議員らと共に県に熊対策の要請を行いました。情報周知、捕獲・パトロール等の物的・財政的支援、正しい知識の普及、それから県の組織の在り方という四つの柱、十九項目の要望書を提出いたしました。県が発表されました緊急対策パッケージ、(画像を示す)それは現場のニーズに応えようとするものと受け止めまして、その遅滞のない推進を期待しております。

今日は、長期的な視野で対策を進める体制の在り方について質問します。

熊対策は、第四期県ツキノワグマ管理計画、概要がこれですけれども、ちょっと説明する時間なくなりました。捕獲、駆除、被害防止等の対処にとどまらず、適切な保護管理で、熊と人間が真に共生できる環境をつくっていくということが対策の基本になります。

そして、長期的で総合的なその仕事を県が責任を持って着実に進めるには、保護管理に当たる専門知識のある県職員の配置拡充が要の課題になると考えます。

平成二十六年の鳥獣保護管理法改正の衆議院附帯決議においても、「科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する職員が都道府県に配置されることが重要」としています。環境省の令和六年度の「各都道府県における専門的知見を有する職員の配置状況」では、(画像を示す)三十七道府県に常勤で百六十九人、非常勤で四十四人、計二百十三人配置されていて、北海道三十四人を筆頭に、香川、兵庫、島根、長野、愛媛など、二桁配置している県もある中、本県は一名ということで三十番目になっております。

ちなみに、同じ調査で鳥獣行政担当職員は四十七都道府県に三千六百十四名、一都道府県当たり平均七十六・九人のところ、本県は二十四名で四十番目となっているようありました。これがその環境省の通知なのでありますけれども、詳細は割愛であります。赤いところがたくさん配置している県ということです。

こうした状況に、本県の特定鳥獣保護管理検討委員会でも、「専門的職員がいない中で、業者から提出されたデータを県サイドで十分に評価・解釈できない事案が増加することを懸念している」と指摘がなされています。

そこで、保護管理に専門性を有する県職員の配置を抜本的に拡充すべきではないかと考えますが、環境エネルギー部長に伺います。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 お答え申し上げます。

本県では、これまでにも有識者会議や山形大学との連携を通じて、専門的知見を継続的に取り入れて、熊対策を含む鳥獣対策に取り組んでまいりました。

具体的には、大学教授や農林水産省所管の農業・食品産業技術総合研究機構の専門家等を構成員とする山形県特定鳥獣保護管理検討委員会を設置し、政策立案や施策の効果検証について助言を受けるとともに、今年度からは山形大学と連携し、カメラによる熊の生息状況調査を実施するなど、最新の知見と実務的ノウハウを取り込んだ対策を実施しております。

一方で、近年の出没状況や、広域化・複雑化する被害の状況を踏まえると、これまで以上に高度で専門的な知見の必要性が増しており、加えて、現場対応の主体である市町村においても、計画策定や現場指導、効果検証などの各段階で専門的知見やノウハウが不可欠であることから、県のみならず市町村においてもこれらの底上げが求められています。

鳥獣対策の専門的知見を有する人材が限られている中で、こうしたニーズに応えるために、今年度から県と市町村が専門人材を広域で育成、共有し、現場の課題に伴走しながら機動的に支援する中間支援組織の検討に着手いたしました。現在、市町村と協議を重ねているところですが、市町村からも「専門的な知見を持つ人材については、市町村単独での確保は難しいため、広域的な対応が望ましい」など、中間支援組織における専門人材の確保を期待する声が出ているところです。

さらに、県においても鳥獣被害防止対策に携わる職員が環境省や農林水産省の研修を受講するなど、専門的な知見を獲得してまいります。

県としましては、引き続き外部の専門家の知見を政策立案や施策の効果検証に生かすとともに、中間支援組織の設

立などにより専門人材を確保し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 中間支援組織のお話出ておりますので、そちらのほうからお話したいと思いますけれども、完全な民間委託組織なのかという疑念を持つわけであります。

私も以前から猟友会の皆さんに頼ることは改めるべきだと提起してきたところですので、専門的体制を取るという意図は理解をいたします。ただし、今申し上げましたように、保護管理の組織がまず重要ですから、捕獲・駆除等もその組織の機能の一つと位置づけることが適切ではないか。先進県はそのようにしているように見受けられます。

そして今、県が市町村と検討の中で参考にしている組織、西日本の団体の活動を紹介されているそうですけれども、鳥獣被害対策で実績のある組織のようあります。しかし、西日本と本県との大きな違い、熊対策ということになりますと、これまでその組織が主に対象にしてきたイノシシや鹿などとは相当違うと。専門家に私もいろいろ聞いたのではありますけれども、住民の命と安全に直結し、緊急銃猟のように緊急の判断も求められるものになるわけあります。ですから、自治体の職員が企画・運営にも現場の作業にも参画をして、行政の責任ある判断の下に進められる必要があるのではないかと考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 お答えいたします。

捕獲・駆除を含む鳥獣の保護管理及び被害防止については、法令等に基づき、計画の策定、許可、対策の実施・検証について、県と市町村がそれぞれの役割に応じて責任を持って実施しております。

例えば、委員御指摘の緊急銃猟の場合には、実際に射撃を行うのは市町村から委託を受けた猟友会の会員の方であることが一般的ですが、緊急銃猟の実施主体はあくまでも市町村長であり、銃猟実施の判断は市町村長が行い、その責任は市町村が負うこととなっております。

一方、中長期的には、対策を担う行政側のマンパワーやノウハウの不足などにより、市町村が単独で対応することが難しくなってくることから、市町村をまたぎ、広域で持続可能な体制を構築する必要があると考えております。

そのため、県では全市町村とともに、猟友会の協力も得ながら、本年五月に山形県鳥獣被害防止協議会を立ち上げ、中間支援組織の設置に向けた検討を進めており、この中で熊対策の在り方についても検討を行っているところです。

中間支援組織は、県や市町村の事務を補助・支援する組織ですので、中間支援組織が設立されたとしても、熊の緊急銃猟を含めて、鳥獣の保護管理及び被害防止について、行政が責任を持って実施していくことに変わりはございません。

県としましては、引き続き市町村、猟友会等と議論を重ねながら、県、市町村が将来にわたって熊対策を含む鳥獣対策をしっかりと行っていくよう、持続可能な体制整備に向けた検討を進めてまいります。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 保護管理のところからでありますけれども、まず、市町村が単独では専門職員の確保が難しいというところがあるというのもお話のとおりだと思います。しかし、県としましては、その保護管理全体を責任を持って企画立案し推進する体制が必要ではないかと。その点で今の体制、全国見渡しましても自然豊かな本県にふさわしいものではないのではないかと申し上げたわけなんですけれども、さらにこの鳥獣被害対策、熊にとどまらず、中山間地の農林業のみならず、地域の暮らしのありようにも関わる総合的な課題、そして熊対策は命にも直結する重大課題だということではありますので、専門職員の抜本的な充実を図るというお考えがあるのかどうか、そこを確認させていただけますか。

○梅津副委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 お答えいたします。

委員の御指摘にもございましたけれども、近年の出没状況ですか、広域化・複雑化する被害の状況を踏まえると、これまで以上に高度で専門的な知見の必要性が増しているというところは我々としても考えているところでございます。

一方で、専門的知見を有する人材が限られている中で、県と市町村が継続的に鳥獣対策を行っていくためには中間支援組織のような組織が必要であると考え、現在検討をしているところでございます。

また、委員から御指摘いただきました環境省の調査では、環境省や農林水産省の研修を受けて一定以上の鳥獣行政の経験を有する者も専門的知見を有する職員としてカウントしているところでございますが、県においても鳥獣被害防止対策に携わる職員が環境省や農林水産省の研修を受講するなど、専門的な知見を獲得してまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 まず、中間支援組織が全て民間だともならないわけありますから、これから検討、注目したいと思

います。

そして今、市町村との協議の中ではコンサルの方に来てもらっているということで、その方は具体的活動している団体に深く関わっている方ということでありましたから、やはりそうではないアドバイザーも入れて、ほかに検討委員会にも専門家、来ていただいているわけですから、そういう方も入って、この四期計画は立てたわけでありますけれども、それとはもうフェーズの違う状況になっているわけですから、延長線上にとどまらない組織体制の検討を進めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

部長、ありがとうございました。

三つ目に、住生活基本計画について質問いたします。

最初に、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する住まい確保の支援についてです。

令和三年度に改定された県住生活基本計画は今年で四年目となっており、来年度に計画の改定を行うということで、現計画の目標の中に「多様化する住まい方に応じた住宅供給環境の整備」があります。中でも、住宅確保要配慮者世帯、特に単身高齢者や低所得者の住宅の確保はいよいよ大きな課題となっております。(画像を示す) 国交省の資料ですけれども、高齢者世帯の増加というのが黄緑で記されていますけれども顕著であります。

そして、公営住宅では、立地条件や施設の老朽化と設備の古さなどで、近年入居者が減少しているということですけれども、一方では、高齢の入居者が階段の上り下り困難ということで低層階へ転居を希望しても、そちらは逆に空きが少ないという状況があるようです。また、長年入居している人の中には、退去時に必要となる修繕費などが高額となって払えないため退去を断念するという人もあるようです。このような多様なニーズに応えるために、公営住宅の建て替え、リフォームを進める必要があるのではないかということ。

それから、民間賃貸住宅の活用も重要です。民間賃貸は統計上は充足していることになるようですが、低所得者が入ることができる物件は少なく、あたとしても単身高齢者というだけで断られることが少くないと、私も経験をしているところであります。国交省作成の資料では、(画像を示す) 高齢者の入居に対して家主の約七割が拒否感を持っているということを示しております。

こうした課題に対して、住民に身近な存在である市町村が解決策を検討していく上で、居住支援協議会の設置が市町村の努力義務になりました。現在、山形市と鶴岡市のようではありますけれども、この設立と活動の充実に県の支援が求められていると考えます。

そこで、公営住宅、民間賃貸住宅で住宅確保要配慮者の住まい、特に低所得や高齢者の住まいをどう確保していくのか、県土整備部長に伺います。

○梅津副委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 高齢者等の住宅確保要配慮者に対する住まい確保の支援についてお答え申し上げます。

県では、住生活基本計画に基づきまして、「すべての県民が安心して暮らすことができる住生活の実現」に向けて、住まいの確保が困難な方に対して公営住宅の供給や民間賃貸住宅への円滑な入居のための支援に取り組んでいます。

初めに、公営住宅につきましては、県営と市町村営合計で現在約一万戸の住宅を供給し、所得が低いことで住まいの確保が困難な高齢者世帯など様々な世帯を受け入れているところでございます。

しかしながら、委員御指摘のとおり、公営住宅の多くは老朽化が進んでおりまして入居希望者が減少しております。このため県では、山形県県営住宅長寿命化計画に基づきまして、給湯設備等の更新のほか、手すりの設置ですか床の段差解消など、入居者のニーズに応じた県営住宅の改修を計画的に進めまして、高齢者を含む住まいの確保が困難な方々にとって暮らしやすく適切に入居できる住宅の供給に努めています。

次に、民間賃貸住宅につきましては、住まいの確保が困難な方が円滑に入居できる環境の整備に向けて、山形大学や不動産団体などで構成する山形県居住支援協議会を設置し、関係団体等による課題の共有と連携を図っております。今年度からは新たに社会福祉協議会や居住支援法人などにも参画していただき、福祉関連団体とも連携の強化を図っております。

また、高齢者の増加等に伴い、潜在的な要配慮者の数は今後も増加が見込まれており、地域ごとの実情に詳しい市町村が主体となり取り組んでいくことが重要だと考えております。このため、県では市町村に対しまして関係者間の連携の要となる居住支援協議会の設置に向けて、各種支援制度の周知や先進的な取組を紹介するなど積極的に働きかけてまいります。

一方で、民間賃貸住宅の入居には、入居者の死亡やその後の残置物処理に時間と費用がかかることなど、大家がリスクと感じ、受け入れることに拒否感を持つということが課題となっております。このため、家賃の滞納や孤独死等に対しまして、大家のリスクを低減する各種制度の周知に力を入れ、理解の促進を図ってまいります。

県といたしましては、市町村や関係団体などと連携し、引き続き要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保できる

よう取り組んでまいります。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 お話の中で出てまいりました居住支援法人でありますけれども、課題になっている家賃債務保証や見守り、それから、もし借りた方が亡くなられた場合の残置物処理など、都道府県が指定する役割の期待される団体であります。ちょっと時間の関係で問い合わせは割愛させてもらおうと思いますけれども、しかし、これ民間の団体でありますて、その事業自体では赤字の法人が多いということでありました。民間の部分に公的な役割を期待するということは限界もあるわけですけれども、しかし、その目的が達成されるように、県としても支援、県の協議会のほうに参画もされたということありますから、引き続きその知見を生かしていただきたいと。県の地域包括支援の組織が法人を立ち上げたということで、低所得者等のニーズ、よく把握をされている団体でありますから、その活動を期待してまいりたいと思います。

質問は、若者に対する住まいの確保に移らせていただきます。

県住宅生活基本計画の目標に、「子育て世帯等のうち持家に居住する世帯の割合」を引き上げていくということで様々な取組を行っているわけです。それ自体、大事なことでありますけれども、若者も含む労働者の不安定雇用と（画像を示す）実質賃金の低下がこのように続いているわけでありますから、持家が難しい方が増えているということです。低廉な家賃で住める賃貸住宅のニーズが拡大しております。

本定例会に提案されている県営住宅条例の一部を改正する条例案において、若者の入居資格要件の緩和が盛り込まれているということで、この改正によって若者の住まい確保の観点からどのような効果を見込んでおられるか。

それから、生活困窮者以外の若者についても、山形市などで中古住宅を学生のシェアハウスとして活用する取組などが効果を上げていると聞いておりますけれども、その全県的な展開などどんなふうにお考えか、伺います。

○梅津副委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 若者に対する住まい確保の支援についてお答え申し上げます。

県営住宅への入居につきましては、これまで高齢者や障がいのある方などを除き、原則として単身での入居はできませんでした。そうした中で近年、若年層を含む単身世帯が増加傾向にあり、こうした方々に対しても安定的な住まいの確保が求められております。

このため、住まいの確保が困難な低額所得者に対し、より的確に県営住宅を供給できるよう、このたび同居要件を廃止したいと考えております。この改正によりまして、収入基準や独立生計などの要件を満たせば、若者を含む全ての世代が入居可能となり、若年層の住まいの確保にも大きく寄与するものと考えております。

また、この要件の廃止によりまして、近年入居者の高齢化が進む県営住宅におきまして若者の入居が増加し、地域コミュニティーの再生・活性化につながることも期待しております。

次に、委員御指摘の中古住宅を活用した学生向けシェアハウスにつきましては、現在、山形市内において、県、山形市、山形大学、東北芸術工科大学、県住宅供給公社の五者が連携しまして、民間の空き家等を活用した準学生寮を五十八戸整備し運営しております。この五者は、空き家対策や中心市街地活性化、若者・学生の県内定住促進など、それぞれの強みを生かした取組を行ってきております。

県内他地域への展開につきましては、学生など若者の住宅に対する様々なニーズを踏まえまして、利活用可能な空き家の状況など、地域の状況を勘査しつつ、この準学生寮の取組も一つのモデルとして、市町村や民間事業者に広く情報提供してまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 ぜひ、公営住宅も、民間のほうの活用もぜひ進めていただきたいと思います。

なお、本定例会の条例改正案で入居資格要件の厳格化というのがあるようありますて、こちらは懸念を感じているところですので、これから精査させていただきたいと思っております。

住宅の最後に、住宅リフォーム助成について伺います。

平成二十八年に先進的制度として創設されて以来、住環境改善はもちろん、県内住宅関連産業の振興と技術者育成にも効果を上げ、さらには県内経済の振興にも大きく寄与してきた制度であります。

県では、リフォーム市場の規模を令和二年の四百八十四億円から令和十二年には五百十五億円に拡大するという目標を掲げていますけれども、耐震化・減災対策でも中古住宅取得の増加でも、リフォームというのは特に重要な意義があるわけあります。

建設労働組合などからも、県民の住宅ニーズに応えるやりがいある仕事として、十二月二日には知事にも要望されたということありますから、改めて支援の拡充が求められたと聞いております。

リフォーム市場規模の目標をさらに高めて支援の規模拡大を図ってはいかがかと思いますけれども、県土整備部長の見解を求めます。

○梅津副委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 住宅リフォーム支援についてお答え申し上げます。

県の住宅リフォーム支援制度は、平成二十三年度の創設以来、住宅のバリアフリー化や断熱性能向上を中心に、市町村との協調により、これまで累計で約四万八千戸に対するリフォームを支援し、多くの県民の住環境向上を図るとともに、県内建築事業者の受注機会の拡大による地域経済の活性化にもつながってきております。

リフォーム支援の利用者からは、「リフォームをするきっかけになった」、また「省エネ効果を実感している」といった声を多くいただいておりまして、県民の快適な暮らしにつながってきていると認識しております。

また、今年度、県内建築事業者にヒアリングを実施しましたところ、「地元事業者の受注につながった」「大工の手作業が多く、若手の育成につながる」といった前向きな評価をいただいております。

さらに、近年は厳しい気象条件の中でも快適に暮らしたいという県民のニーズの高まりや、物価高を背景とした中古住宅の需要増加などにより、住宅リフォーム市場は拡大傾向にございます。県といたしましては、引き続き住環境の向上や大工育成、技能の伝承に加え、こうしたニーズの拡大に応えられるよう、必要な支援内容について検討してまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 幾つかの課題、はしょって提起させていただきましたけれども、いよいよ本県の課題として重要性を増していく問題であります。引き続きの取組の進展を祈念いたしまして、この項目は終わります。

部長、ありがとうございました。

十二月補正予算に、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金の引上げ対応が盛り込まれました。今月二十三日から最賃七十七円増額されること、これ、多くの中小企業にとって厳しい負担となります。そもそも政府が社会保険料減免等、責任を果たすべきでありますけれども、県の対応は中小企業の実情を認識したことと推察いたします。

私ども日本共産党県議団、これまで全国一律最賃の創設と中小企業等の賃上げ支援策を繰り返し提言・要望してまいりました。今年の六月議会、九月議会と、石川涉議員が連続して質問をしてまいりました。今回の事業に大きく注目するところですけれども、対象となる事業者及び従業員の規模、業種、雇用形態など、事業提案の内容及び理由について、産業労働部長に伺います。

○梅津副委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げの対策の内容について御説明申し上げます。

地域経済の安定的な成長には、本県の大宗を占める中小企業や小規模事業者が自発的に賃金を引き上げ、それを持続できることが重要であると考えております。そのためには、企業自らが賃金を引き上げるための原資を確保しながら、将来にわたり事業を継続していくことが必要であります。そのため、県では生産性向上や価格転嫁、販路開拓、新事業展開などにより企業の稼ぐ力の強化に取り組んできたところでございます。

一方で、今月二十三日から本県における最低賃金は過去最大の上げ幅となる時間給七十七円引上げの一 thousand three hundred twelve yen となります。最低賃金の大幅な引上げは、労働者の生活の安定という観点から歓迎すべきものでありますが、厳しい経営環境が続く中、県内の中小企業・小規模事業者からは、あまりに急激な引上げに対し短期間での対応が困難であるとの声も強くございまして、県内経済に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

また、政府は、法人税や所得税の優遇措置であります「賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する」といたしまして、地方公共団体による地域の実情に合った賃上げ支援を後押しするとしたところでございます。

こうした状況を踏まえ、このたびの補正予算に、最低賃金の急激な引上げによる影響を緩和するため、また、事業者が改定後の水準にとどまらずさらなる賃上げに取り組むためのインセンティブとなりますよう、山形県賃金引上げ緊急支援事業を計上したところであります。本事業は、短期間での大幅な賃上げ対応が困難な事業者に対し臨時的・緊急的に支援金を支給するものでございまして、具体的には、賃上げ促進税制による控除を受けていないこと、また、最低賃金が決定された十月一日以降において時間給一千三百二十円未満であった従業員について七十七円以上引き上げることなどを要件として、正規雇用職員一人当たり五万円、非正規雇用職員一人当たり三万円を、一事業者五十万円を上限として支給するものでございます。また、対象となる事業者には中小企業・小規模事業者のほか、常時使用する従業員の数などが中小企業の要件に該当する公益法人や社会福祉法人、個人事業主なども対象とするものと考えているところでございます。

県としましては、将来にわたり企業が賃上げを実施し、事業を継続していくためには、賃上げを可能とする原資を企業自らが確保していくことを基本としながらも、急激な変化への対応などにおいてはその状況をしっかりとお伺いしながら、必要な措置について検討してまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関委員。

○関 委員 中小企業の実情、よく認識をされて支援するという姿勢の表れた施策と評価いたします。

部長、どうもありがとうございました。

最後に、訪問事業所の訪問介護事業についてですけれども、質問させていただきます。

二〇二四年の介護事業所の倒産件数は過去最高、(画像を示す) その中でも訪問介護が一番多くを占めているということです。昨年の訪問介護の基本報酬の引下げ、極めて重大であります。この結果、訪問介護事業所がない自治体は(画像を示す) 今年四月時点で全国百九町村、一つしかなくなったという町村が二百六十八ということになっています。なくなったところだけ大変なところではありませんで、(画像を示す) 今やっている幾つかある市町村でも、ヘルパーが採用できず人手不足で申込みに応えられないとか、若手が入ってこないのでもうヘルパーみんな六十代以上で身体介護ができないとか、困難が発生していると聞きます。そもそも、高齢者福祉における訪問介護の意義・役割、非常に大きいものがあると考えます。

昨年、訪問介護事業所が村内になくなった大蔵村の状況、これを「しんぶん赤旗」と党佐藤雅之村議が聞き取り調査をしております。もともとやっていたところが年間六百万円も赤字経営だったということですけれども、今、新庄から行っている事業所ですが、長い距離を走って、月五、六の方への事業サービスというのは大変な負担になっているわけです。この村の健康福祉課では、訪問介護があればまだ暮らせるはずの人が暮らせなくなっている、そういう訴えをしているということです。

サービス確保の義務は市町村にありますけれども、県は県内全域においてサービス提供基盤の整備、指導・助言、支援する役割が求められております。

そこで、県としましてこの訪問介護事業、経営支援する県の独自施策を市町村と連携して行ってはどうかと考えますけれども、御所見をお願いします。

○梅津副委員長 酒井健康福祉部長。答弁者に申し上げます。時間が迫っておりますので答弁は簡潔に願います。

○酒井健康福祉部長 訪問介護事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する上で極めて重要な事業であると認識しております。

訪問介護事業所の数につきましては、令和七年十月一日現在の状況でございますけれども、令和二年四月一日との比較で、稼働中の事業所につきましては十四事業所減少して二百事業所となっているところでございます。また、五年前にはゼロであった訪問介護事業所が一か所もない自治体につきましては四町村となり、一か所のみの自治体は十三市町村となってございます。

こうした事業所数の減少の背景には、訪問介護事業所を取り巻く厳しい経営環境があると考えてございます。県におきましては、今年の八月から九月にかけて、県内の訪問介護事業所を対象としたアンケートを実施しております。その中で運営上の課題を尋ねた設問において、回答のあった百三十事業所のうち六割以上がガソリン代の高騰や収益の悪化を、五割以上が利用者の減少というものを挙げてございます。そのほか、経営悪化から処遇改善が進まない、訪問介護員の高齢化、人材確保が最大の課題といった記載も多く見られ、厳しい経営環境を裏づける結果になってございます。

こういった背景を受けまして、委員から今お話をましたが、特に市町村と連携した支援という御提案をいただいたところでございます。県といたしましては、これまで訪問介護事業所の経営悪化という喫緊の課題に迅速に対応するということで、まずは県が実施主体として活用できる政府の交付金や補助金を財源として、ガソリン代高騰や介護人材不足に対する支援に取り組んできたところでございます。

具体的には、ガソリン代高騰に対しましては政府の交付金を使って、山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金ということで、六月から七月にかけて訪問介護一事業所当たり五万円、十一月から十二月にかけては七万円を交付してございます。

また、介護人材不足への対応ということで、職員採用のための広報とか同行支援といった様々なメニューはございますけれども、これにつきましては、山形県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業というものを実施しております、四十八事業所に約一千九百十万元の交付を行っているところでございます。

こういった状況の中、去る十一月二十一日に閣議決定されました政府の経済対策におきまして、令和八年度における臨時の介護報酬改定と、その改定期限を待たずに、緊急的な対応として賃上げや職場環境の改善に対する支援を行うとされたところでございます。

県といたしましては、こうした政府の動向を注視するとともに、政府の経済対策の具体的な内容を踏まえ、市町村との連携が必要となるものについては連携しながら、地域包括ケアシステムの中で重要な役割を担う訪問介護をはじめ介護サービス全体の提供体制の維持に向け、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○梅津副委員長 関徹委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十七分 休憩

午後 一時 零 分 再開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。遠藤和典委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

遠藤和典委員。

○遠藤（和）委員 遠藤和典でございます。昨年十二月以来、一年ぶりの予算特別委員会での質問です。質問機会をいただきました所属会派皆様に感謝申し上げながら、早速質問に入ります。

今回、項目多くございます。最後まで行けるか、ちょっと早口になろうかと思ひますけれども御勘弁ください。

さきの十月の決算特別委員会総括質疑で、梶原議員が河北新報の記事を取り上げ、資金運用について質問されました。梶原議員に敬意を表するところです。

その際の柴崎会計管理者答弁で、約八百億円の基金の資金配分が、一、繰替運用が九三・二%、約七百四十五億円、二、定期性預金四・一%、約三十二・八億円、三、債券運用二・七%、約二十一・六億円とのことでありました。この繰替運用部分は、昨年私がやったときの山田会計管理者及び本年の柴崎会計管理者の答弁で、普通預金で運用していることが明らかになっています。さきに答弁された令和六年度の利子収入二千四百十八万円は、当時の普通預金金利と合致していると理解をいたしております。

私は、ゼロ金利政策中の令和元年に当選してまいりました。ゼロ金利時代より金利収入が得られる方法として債券運用を提唱してきましたが、金利の上昇局面であります。定期性預金もその対象に入ってきたのではないかと考えます。こうした前提で繰替運用をせざるを得ない根拠、歳計現金の状況であります。

画像資料を御覧ください。（画像を示す）これ、県のホームページ記載の資料であります。繰替運用部分を含む歳計現金の推移であります。令和六年度は平均残高四百十二億円ですが、最大でプラス九百十八億円、最小でマイナス百八億円、このグラフが歳計現金が不足するため繰替運用せざるを得ないとする答弁の元、根拠となっております。

問題は二月、三月の部分、青い丸で囲んでいるところです。この部分、マイナスになっていますけど、この部分を解消すれば基金はそのまま積んでおけるんじゃないですか。言い方を変えますけれども、普通預金にあるものを定期性預金にできる、債券運用できると考えます。

そこで、歳計現金が不足するのはここ五年で平均何日になるんですかと。仮に二十日間だとします。二十日間掛ける余裕を持って二百億円、三百六十五日分の二十日掛ける借りる金利で、支払う利子がある程度予測できます。金利〇・五%で借りたら五百四十七万円、借りる金利一%で約一千九十万円になります。これ、県が銀行に払う利子ですね。

一方、定期性預金五年物の場合、今日現在の金利で県が受け取る利子、平均四百億円ありますので四百億円掛ける〇・三%イコール一億二千万円、こういう計算になるのではないでしょうか。あくまで例ですよ。足りなくなるとき、短期資金を借りてでも定期性預金に積んだままにしておけば、一億円以上の増収になるのではないでしょうか。御認識を会計管理者に問います。

さてそこで、「繰り替えを 減らし預ける 定期性 金利上がりの 今が好機」「繰り替えを 減らし預ける 定期性 金利上がりの 今が好機」と考えますがいかがでしょうか。

○能登委員長 柴崎会計管理者。

○柴崎会計管理者 お答えを申し上げます。

まず最初に、委員がお示しされました令和六年度歳計現金等の状況のグラフにつきまして御説明を申し上げます。基金の繰替運用分につきましては、委員が先ほど申されましたとおり約七百五十億円でございます。このグラフにつきましては、その金額を含んだ表を示してございます。したがいまして、この基金の繰替運用分、具体的に七百五十億円分がなかった場合には、そのグラフが下のほうにスライドいたしまして、令和六年度の大半の期間、具体的には三百二十九日において支払資金が不足していた状況となります。このように、基金の繰替運用は支払資金の安定的な確保に大きな役割を果たしております。

一方、厳しい資金繰りではありますが、来年、例えば国から普通交付税が交付され、支払資金に余裕がある時期、グラフでいいますとちょうど山になっているところでございますけれども、四月、六月、九月、十一月には、先ほど委員のほうからは普通預金でということでお話ございましたが、適時、短期の定期性預金で運用するなど収益の確保に努めているところでございます。

特に今年度におきましては、昨年度からの金利上昇を踏まえまして、毎月の収入・支出の見込みを精査し、日々の支払いに支障のない範囲で、一回当たりの預入額及び預入期間の最大化を図るとともに、入札の実施など有利な運用に努めております。この結果、今月中旬までの歳計現金等の定期性預金での運用収益は、前年同期比約七倍の六千二百万円を見込んでおります。なお、こうした運用収益は各基金の繰替運用額に応じまして、各基金に運用利子として積み立てられております。

次に、委員からお話をありました、仮に基金の繰替運用額のうち四百億円を定期性預金等で通年運用することとした場合につきましては、令和六年度の状況に当てはめれば、支払資金が同額四百億円減少いたしますので、金融機関等から一時借入れを行う日数、六年度の実績で申しますと二十二日間でございますが、これが四百億円減少いたしますと百八十五日に増加いたします。そのため、相応の資金調達コストが必要となります。

金利の状況や借入期間にもよりますけれども、一般的には借入利率が預入利率より高く設定されるため、有利な運用にならないケースも生じることや、また、基金の繰替運用を含む歳計現金等の運用については、山形県資金管理方針において、支払資金に余裕がある場合に行うとしていることにも留意が必要となります。

金利上昇基調にある中、資金運用による収益は、歳入確保の観点から大変重要であると考えておりますので、引き続き支払資金の安定的な確保を前提に、金利状況等を注視しながら支払資金の調達コストと運用による収益を慎重に比較し、運用収益の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、委員の質問の中に、五年間の一時借入れの平均の日数ということで御質問ございました。令和二年度から令和六年度の平均を取りますと、支払い資金が不足し一時借入れの必要があった日数は、平均で六十日でございます。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 丁寧な御答弁誠にありがとうございます。

繰替運用、今もせざるを得ない状況と、基金に頼らざるを得ない状況というのは、私、非常に危機的だと思うんです。常に歳計現金ある程度確保されるような御努力、これからも続けてほしいです。

それに関連して、この間、私の所属する農林水産常任委員会で、ふるさと農村地域活性化基金約七億七千八百万円を同じように〇・三%の定期性預金に積んでおけば、年間二百万円を超える収入になるんじゃないですかと。担当課の独自の運用、会計課に依頼しない、繰替運用しない可能性というものを尋ねたところ、あり得るという答弁をいただいたのですよ。私、画期的なことだと思いました。こういった考え方、会計局としては繰替運用の原資になる部分なくなるわけですから、容認するんだべかと。

そうした場合、二十八ある基金それぞれの所管課が金利上昇を背景に独自の考え方で運用すれば、より日々の歳計現金、繰替運用している部分の原資ですけれども、ますます不足すると考えられると思います。対策どうしましょうと。短期借入れが常態化する可能性というのは探る必要あるんじゃないでしょうか。金融機関との接触、話合いの現状どうなっていますかということ、もう一度お願ひします。

○能登委員長 柴崎会計管理者。

○柴崎会計管理者 お答え申し上げます。

支払資金の安定的な確保を担う会計局といたしましては、先ほど申し上げましたとおり厳しい資金繰りの状況を踏まえまして、基金の繰替運用の額と一時借入れが必要となる日数などの関係につきまして試算を行っております。今年度、令和七年度におきましては、前年度に比べ基金の残高そのものが減少していることから、基金の繰替運用も減少しております、支払資金が不足する日数につきましては前年度の二十二日から六十日を超える、具体的に申し上げますと六十四日となる見込みでございます。

一方、委員御質問の基金の運用でございますけれども、基金の運用につきましては、従来から基金所管部局からの依頼に基づき会計局が行うこととなっておりまして、今年度におきましても所管部局からの依頼により債券を購入してございます。基金所管部局の判断といたしまして、繰替運用を選択せずに債券や定期性預金による運用を選択した場合には、原則としてこれまでと同様に基金所管部局の選択した方法で運用を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、金利の上昇基調を踏まえまして、今年度、基金所管課に対し、基金の運用収益の向上に向け、今後の運用についての意向調査を行いました。その結果、先ほど委員からもありましたふるさと農村地域活性化基金をはじめ、新たに債券運用を希望する基金所管課が幾つかございましたので、個別相談会を先月実施したところでございます。

現時点の基金所管課の意向を踏まえた試算では、新たな債券運用により繰替運用額がその分減少した場合でも支払資金の不足日数に大きな変化は見られない、具体的に申しますと、先ほど六十四日と見込んでいたものがプラス五日間増えるというような状況でございますけれども、大きな変化が見られないことから、資金調達コストの増加は低く抑えられるものと考えてございます。

引き続き、基金所管部局をはじめ関係部局としっかりと連携を図りながら、日々の支払い等に支障のないよう、歳計現金の管理に努めてまいります。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 私、当選以来こういった質問を繰り返してまいりました。そうした中で、随分研究をいただいているなという御答弁をいただいたこと、感謝を申し上げる次第でございます。引き続き、より有利な、より金利収入得られるような研究を御継続いただくことを希望しておきます。

ありがとうございます。

次の質問に移ります。

金利の上昇局面が続いております。令和五年の起債の平均金利、十年債〇・八一六%、五年債〇・四一四%。これ、昨年のこの場での数字であります。それが一年たって令和六年、平均金利、十年債一・二三八%、五年債〇・八七八%。令和七年、現時点では十年債一・五六六%、五年債一・〇五四%であります。要するに、借金するにも金利随分高くなっているというのが分かると思います。

日本銀行の金融政策を俯瞰いたしますと、今後も金利上昇局面が継続するものと私は推測しております。そこで、次世代へ、金利負担軽減という観点から、利払い費の低減策について改めて御提言をいたしたいと思います。

昨年十二月定例会、この場にて起債時における据置期間について御提言をいたしました。そもそも利子は、皆様御案内のように、（画像を示す）一、借入金額、二、利率、三、期間で計算されます。ということは、この三つの要素の数字を減らせば減るということになります。

一、借入金額、事業費に直結するため減らすのは難しいでしょう。二、利率については、財政投融資資金及び地方公共団体金融機構債は固定金利であります。銀行等引受債については交渉の余地ありということで、少しは減らす余地がある。そこで、前回は期間について、据置期間の見直しという手法も提言して、三の期間の数字を減らす工夫による利子低減を提案いたしました。

答弁趣旨に、据置期間を設けなければ利払い費を抑制することは可能と。一方で、据置期間を廃止した場合、一時的に県の公債費負担が大きくなると。交付税措置のある起債については据置期間を最長と想定した上で交付税が算定されるため、借入れ直後は元金償還に見合う交付税を収入できないとのことでありました。要はなかなか難しいところがあるという趣旨の答弁だったと思います。

この据置期間の縮減については引き続き研究を求めたいと思います。

今回は、返済方法の工夫による縮減について御提言をいたします。財政課から頂いた資料によりますけれども、その中の一例、——画像にはないです、すみません。令和七年五月二十三日、土木公共事業を目的として五年満期一括償還、利率一・一五六%で約十九億五千万円の銀行等引受債を起債しております。

この満期一括償還という部分を定期償還にした場合、どうなりますでしょうか。五年たって十九億五千万円を一括償還した場合の利払いと、毎年約四億円ずつ五年で返済する場合の利払いにどれくらいの差が出るでしょうか。まずは総務部長にお尋ねします。いかがでしょうか。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

令和七年五月二十三日に利率一・一五六%で借り入れました約十九億五千万円の県債につきまして、まず、五年満期一括償還の場合の利払い費を申し上げます。初回の支払日であります令和七年十一月二十三日の利子は約一千百二十五万円であります。その後、償還期限であります令和十二年五月二十三日までの間、半年ごとに同額の支払いが必要となります。その結果、五年間での利払い費の総額は約一億一千二百五十四万円となります。

次に、比較のための仮定といたしまして、利率と借入金額は同じと仮定いたしまして、五年定期償還、すなわち五年で半年ごとに元金を分割返済していくとした場合の利払い費を申し上げます。初回の支払日であります令和七年十一月二十三日の利子は、満期一括償還の場合と同じく約一千百二十五万円となります。同時に元金も約一億九千五百万円ずつ返済していくことになりますことから、二回目以降の利子は次第に減少していくこととなります。その結果、五年間の利払い費の総額は約六千百九十万円となります。

したがいまして、この県債を満期一括償還から定期償還へ変更したという仮定計算を行いますと、五年間で利払い費は約五千万円低減することとなります。

以上でございます。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 約五千万円違うと。こうした事例の積み重ねで、今回は記載の一部、十九億五千万円を例にしましたけど、令和六年度の新規発行債で一括償還の手法を採用しているのが百五十六億円分、借換債では三百七十二億円分あります。合計で五百二十八億円分、これ、十九億五千万円と比較すると約二十七倍くらいの金額の大きさになりますけれども、これ掛ける五千万円、非常に魅力的な話だと思います。効果絶大だと思います。総務部長に今後の御対応についてお尋ねをいたします。

さてそこで、「返済の工夫一つで 利子減らす 必要資金 基金活用」「返済の工夫一つで 利子減らす 必要資金 基金活用」と考えますがいかがでしょうか。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 令和六年度に借り入れました県債を、先ほどと同じように満期一括償還から定時償還へ変更した場合を仮定して計算いたしますと、五年間の利払い費の総額は新規発行債で約三億九千万円、借換債で約五億八千万円低減することとなります。

ただし、定時償還の場合は利子と同時に元金も返済する必要があるということでございますので、償還期限までの間に返済すべき元金は、一年につき新規発行債で約三十一億二千万円、借換債で約七十四億五千万円、合計で約百五億七千万円に上ります。

そうしたことから、満期一括償還の県債は満期に全額返済するのではなく、借換えを前提として借り入れております。本県では、財政支出と財政収入の年度間調整や、住民負担の世代間の公平のための調整といった地方債の機能を踏まえまして、起債後三十年間にわたり元金が均等に償還されるよう償還計画を設定いたしまして、財政負担と県民負担の平準化を図っているところです。

その中で、銀行等金融機関からの借り入れにつきましては、二十年や三十年といった超長期債の借り入れが困難となっていることから、五年や十年の借り入れを組み合わせて償還計画を作成しているところです。

満期一括償還を定時償還に変更することは、全体の償還期間を短くすることとなり、利払い費の総額は減少するものの、毎年の元金償還が増加することとなります。これは、公債費の増加につながりまして、公債費のこのような増加に対応するためには、様々な県事業を抑制するか、調整基金をさらに取り崩す必要が生じてまいります。したがいまして、満期一括償還を定時償還に全て変更していくということはなかなか難しいものと考えてございます。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 今、難しいということでしたけれども、全部となれば当然、御答弁のように大きな金額かかりますので難しいのは分かります。でも、一部ずつやっていくというのも可能なのかなと私は考えます。

ですので、御提案をいたします。今、調整基金の話になりましたけれども、先ほどの五七五の中でも申し上げました県債管理基金、この活用というのはいかがなのでしょうか。

令和六年度決算で残高百八十三億円あります。一般的に借金の金利と預金の金利では借金の金利が高いというのは当たり前であります。県の財政運営では県債という借金と県債管理基金という預金が併存しているわけです。今のお答えありましたし、昨年の質疑の記憶でも、払う利子と受け取る利息に大まかに十倍ぐらい差があったと記憶しております。だったら、この据置期間の短縮、去年提案した部分にもこの基金を使うことや、今提起した一括償還から定期償還移行時の元金を返す部分の償還の原資に、今のこの県債管理基金百八十三億円、これを少しずつ使っていくという考えは取れないものなんでしょうか。

そこで、先ほどの質疑応答に戻りますけれども、これ会計局にも関わる繰替運用部分を縮減して、つまり県債管理基金の流動性の部分を高めて返済に充てる、県債管理基金の活用という部分、研究の余地あるんじゃないでしょうか、どうでしょうか、総務部長。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

県債の借入利率は、令和七年十一月の実績では十年債が一・八〇八%、五年債が一・三八六%となっておりまして、基金の運用利率は令和七年十月下旬時点の普通預本金利で申し上げますと〇・二〇〇%となっております。

委員御指摘のとおり、基金の運用利率よりも県債の借入利率のほうが高い状況になってございまして、基金に積み立てておくよりも繰上償還等により県債残高を減らしたほうが財政負担が少なくなることは承知をしております。

一方で、本県では、県債管理基金と財政調整基金を合わせて調整基金として取り扱っておりますが、その取崩しの抑制を行財政改革推進プランに掲げ、持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組んでいるところでございます。

本県における近年の当初予算編成におきましては、多額の財源不足額を調整基金の取崩しによって補填しておりますが、令和七年度当初予算では百八十億円の取崩しを余儀なくされ、今年度末の調整基金残高が百五十八億円の見込みとなっておりますほか、「山形県財政の中期展望」では、令和八年度以降も毎年度百五十億円から二百億円程度の多額の財源不足が見込まれております。

また、近年、自然災害が頻発している状況を踏まえますと、その緊急対応に必要となります財源といたしまして、調整基金残高を確保しておくことが重要であると考えております。

県としましては、利払い費の低減につながる繰上償還等の実施と、突発的な財政需要への対応に必要な調整基金残高の確保の双方を念頭に置きつつ、引き続き持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 なかなかお堅い答弁でございます。

ただ、一つ例を申し上げます。私が今言ったような県債管理基金を活用した前倒し償還、実は既に実施している県がございます。お隣の新潟県であります。令和六年八月に一部前倒し償還を実施して利払い費の低減という部分に着手されています。県債基金全部やったわけじゃないですよ、そのうちの一部、ほんの一部から始めたようですがそれでも、ぜひこういった事例ありますので、御研究ください。なかなかお堅い答弁でございましたので、今日はこの辺にさせていただきますけれども、ぜひ御研究いただければと思います。

部長、ありがとうございます。

次に移ります。これで半分過ぎましたので、ちょっと早めになります。

九月上旬に、現在所属の農林水産常任委員会の現地調査で神室産業高校を訪問いたしました。画像資料はその際の写真であります。（画像を示す）教員方々に加え、生徒さん四名と意見交換させていただきました、非常に有意義がありました。この場をお借りして神室産業高校の関係者皆様に感謝を申し上げます。

さてその際、「作った作物どうするの」と率直に尋ねました。以下、再現します。生徒さん「学園祭などで売ります」。私「収益金はどうなるんですか」。指導教員「県の歳入になります」。私「えっ、生徒に渡らないの。生徒さんにはどうするの」。指導教員「数字は伝えます」。私「へえ、おかしくない。生徒さんに渡したらいいべ」というものであります。

議員皆さん、執行部皆さん、どう思います、率直に。産業高校ですよ、資材を使って農産物を生産して、市場動向を把握した上で適正な値段をつけて販売して、現金を手にしてもうけを実感する、この一連の流れこそが産業教育なんじゃないんでしょうか。

何でこうなっているのか調べました。産業系高校での作物、生産物、「教育公所生産物」と行政用語では言うらしいですね、画像資料を出します、こういうことです。（画像を示す）売ったものが県の歳入になる。その根拠であります（画像を示す）県の規則出していますけれども、実は地方自治法第二百十条「総計予算主義の原則」及び地方自治法施行規則第十五条、これを基に、今表示している山形県財務規則第百五十三条及び第百六十八条ありました。

できないという理由を示されて納得したわけではなく、できるように、可能にする方法を考えました。三つ提案します。

一つ目、いわゆる教育無償化という状況変化を背景に、産業系高校、公立高校の活性化という部分を大義として、教育公所生産物を例外としますというぐらいの地方自治法自体の改正を求める事。

二つ目、地方自治法は手をつけずそのままに、いわゆる県が制定できる条例、上乗せ条例、横出し条例として、県独自に教育公所生産物に関する条例を制定すること。

三つ目、地方自治法、条例、規則に手をつけず、教育公所生産物売払い収入をそのまま一定割合生徒の手に渡すという予算措置を慣例化すること。

どうですか。最後に言った三が、予算措置が一番穩當と考えますけれども、我々議会には条例の制定権もあります。さあどうでしょうね。

教育公所生産物売払いを実施しているのは、高校は神室産業高校、置賜農業、庄内農業、加茂水産、左沢など七校のようあります。県所有地を使って県の資材、県の農業、県の樹木、農地からの生産物は県の所有物、理屈はそのとおりなりの分かります。しかし、産業高校の魅力向上の視点、産業教育の視点、高校生の地元定着という視点を考えれば、そして生徒が授業なり課外活動で働いて、米作って、牛の世話して、果樹の面倒見て、汗流した分、全部と言いませんよ、教育公所生産物の売払い収入の五割なり三割なり、生徒さんの手に渡すべきでないですか。（発言する者あり）ありがとうございます。産業高校では生の経済実感できると、もうけを実感できると。そしてその手にした現金で、みんなで話し合っておいしいものを食べるのもいいでしょう。

ちなみに神室産業高校の生徒さん、今何欲しいと聞いたら、実習室にクーラー欲しいと言っていました。その収入積み立てて、後輩たちのためにクーラー買うのもいいでしょう。近隣スーパーでリンゴ一個百円だったとします。後輩皆様のためにクーラー入れるので一個二百円で売りますよと、クーラーのために御協力ください。こうやって売っても私は売れるとと思います。生産物に後輩のためという物語、付加価値つければ売れる、こうした生の経済を体験してもらうことこそ産業教育と考えます。教育長、どう考えますでしょうか。

さてそこで、一枚だけ原稿を墨字にしてまいりました。「現金を 手にして実感 儲けかな 体験こそが 生の経済」「現金を 手にして実感 儲けかな 体験こそが 生の経済」と考えますがいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 お答えいたします。

県教育委員会では、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力の育成に向けて、様々実践的、

体験的な学習活動を通した産業教育を展開しています。委員からありました農業教育でございますけれども、教科指導として牛の飼育、米、野菜等の栽培を行いまして、育てたものを販売するという一連の学習活動を通して、農業経営全般の知識理解を深め、地域産業を支える態度を育成しているということでございます。

委員から御提案のありました点につきまして、まず一つといたしまして、産業教育振興法において、学校が行う産業教育に関する実習によって収益が生じたときは、これを実習に必要な経費に充てることとされております。

本県では、売上金を餌代や肥料代、農業機械の燃料代等、農業実習費の財源として全額充当しております。しかしながら、売上金の割合は農業実習費の約六割ということで、四割不足しているわけですが、その不足分を一般財源で措置しているという現状がございます。

もう一つ、これは基本的な考え方となると思いますが、生徒は授業の一環としての実習という教育サービスの提供を受けているということでございまして、対価を伴う労働に従事しているわけではないということはございます。

以上のことから、生徒に売上金の一部を還元することは、財政的・教育的には適当ではないものと考えます。

でも一方、委員のお話にございましたとおり、産業教育においては、生産活動が収益につながるということを体験的に学ぶ、これは大変重要であります。さらには、生産技術のみならずコストを意識したマネジメントやマーケティングなど、経営に関して生徒が実践的に理解を深める、これも求められます。

こういう教育を行うため、より地域に密着して実践的に行うため、産業高校全十三校に産業界や市町村、大学等で構成するコンソーシアムを設置いたしまして、学校や生徒の創意工夫が可能な予算、これを措置することで、その魅力や特色を生かした教育を展開しているところでございます。

一例を挙げますと、村山産業高校ですが、地元企業から生産性向上ですか宣伝、販売方法等の改善に関する指導や、生徒が栽培した野菜の販売実習の場を御提供いただき、御協力をいただいているところであります。こうした取組を通しまして、生徒が直接地域住民に接し、地域の発展に貢献する喜び、こういうものを体験するとともに、生徒が工夫次第で収入が高まるそういう実感を得ることで、次なる学びへの動機づけになる上、同校の学びの特色になるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後も産業系高校における実習活動を通して、地域産業の発展を担う人材として必要な資質能力を高め、ひいては高校の魅力向上につなげられるように取り組んでまいります。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 御答弁ありがとうございます。

私が求めた、少なくとも生徒に何とか現金渡せという部分については、さすがにそれは「うん」とおっしゃっていただけなかったと理解はします。実習にということですけれども、今、教育無償化ということで私立高校と公立高校の垣根、金銭的な違いはなくなっているわけで、大転換だと思うんです。そうした中で、この大転換のときに、公立の産業系高校の生き残りというか、きちんとこれからも地元でその産業高校を営んでもらわなきゃならない。こうしたことで、これぐらいの大改革、作ったものを生徒が自分で売れるんだと、それが収益になるんだと、その教育と労働という概念の違いの御説明もありましたけど、そこを取つ払わないと、産業高校残っていかないんじゃないかと思います。

ぜひそこ、今日この場で、「分かりました」「はい来た」という答弁はいただけないでしょう。ですから、ぜひ御研究ください。令和六年度の決算ベースでこの教育公所生産物、年間で三千五百万円ほどでしたね。仮に三割、一千二百万円ぐらい歳入減らしても、その分生徒に還元しても、生徒さんが生産の喜び、販売の喜び、現金を手にする喜びを体験していただいて、魅力等向上のためのコスト、地元産業に従事してもらうためのコスト、残ってもらうためのコストと考えませんかと思います。

これまでの議論お聞きして、金の面からの話をちょっとしますので、本当は知事に感想聞いたかったんですけど、会計管理者、この辺、お金の部分、歳入減りますけどどうなりますかね、いかがでしょうか。

○能登委員長 柴崎会計管理者。

○柴崎会計管理者 お答えを申し上げます。

教育長からは、生徒に売上金の一部を還元することは財政的・教育的に適当ではないという答弁がございました。

委員御承知のとおり、この歳入につきましては地方自治法を根拠としてございます。これに基づきまして会計局が所管しております財務規則がございますので、自治法の「総計予算主義の原則」を前提とすれば、規則の改正等により対応することはまず困難かなと考えてございます。

あとそれから、委員の質問の中に、地方自治法の改正の要望とか条例制定を行う必要があるのではないかという御質問もございました。先ほども申し上げましたとおり、産業高校の所管部局の長である教育長が生徒に還元することは適当でないという答弁をしている中で、会計局として、法改正の要望でありますとか、あと条例制定、これにつきましては、法の規定を超える条例が制定できるかどうかという課題は当然あると思いますけれども、そういう制限

を現段階で会計局のほうで考えるということは適當ではないと考えておりますし、法にのっとって適正に対処してまいりたいと考えてございます。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 予想どおり非常に高いハードル、高い壁がありました。でも、質問のとおり、やっぱり生徒に直接現金手にするようなそういう喜び、体制、ちょっと研究してください。お願いします。今日はこの辺にしておきます。

次に移ります。

十月八日に閉会した国スボ二〇二五滋賀大会、総合成績は四十二位でした。令和四年十二月定例会一般質問で、国体の総合順位が四十位台以下に低下したことを取り上げ、様々提言を、問題提起をしたところです。あれから三年で四十二位、短期的には成果がいま一つと言わざるを得ないと思います。中長期的な視点を持ってスポーツ振興に取り組む必要があること、改めて言っておきます。

そこで、昨年秋に御縁がございまして、奥山誠治先生の後を引き継ぎまして、私、県スケート連盟の会長というものを拝命したところであります。奥山先生には大変感謝をいたしております。

競技団体の役員になってみて感じたのが、現役アスリートの競技環境の充実というのはもちろんんですけれども、それを支える事務局体制・バックアップ体制の重要性であります。スピードスケート競技一つ取っても、大会開催となれば選手OBの皆さん、教育関係者、地域ボランティアなど、現役選手以上の人数の方々が大会の運営、大会の準備に携わっていらっしゃいます。これが全競技となると多数のボランティア的な皆様の支えによって各競技が運営されているということは類推されると思います。事務局体制・バックアップ体制の強化というのが中長期的なスポーツ振興の礎となると私は認識をいたします。

その中核となるべき県のスポーツ協会の現状はどうでしょうか。県のスポーツ協会は吉村知事が会長を務められております。そのスポーツ会館、写真資料のとおり非常に古くなっています。(画像を示す)一枚目、らせん階段の一番上、天井が抜けているという写真です。(画像を示す)次、耐震補強はしましたけれども、おトイレ、昭和の臭いがいたします。次、(画像を示す)廊下に穴、壁に穴、こんなものであります。建物、特に空調が駄目駄目で、空調入らなくて夏場は暑くて会議すらできないという現状であります。私はスケート関係で何度も足を運んでいますけど、あれで事務局とは非常に厳しい環境であります。加えて、運営資金の枯渇の問題もあります。

県は、県のスポーツ協会の現状について、このハード面、資金面、どのように認識しているのか、まず観光文化スポーツ部長に問います。

さてそこで、「スポーツを 支える土台 危ういよ ハードとソフト 今こそ強化」「スポーツを 支える土台 危ういよ ハードとソフト 今こそ強化」と考えますがいかがでしょうか。

○能登委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 お答えいたします。

本県スポーツの競技力向上には、選手本人の努力に加えまして、その力を最大限に引き出す指導者や、大会運営を担う競技団体・ボランティアなど、選手を支える関係者の活動が円滑に行われる環境を整えることが不可欠であります。まずは各競技団体の主体的な取組が大切であると考えております。

一方で、競技団体の主体的な取組を尊重しつつ、中長期的な視点から本県スポーツ全体の底上げに向けた基盤づくりを行う担い手が必要であり、その担い手として位置づけられるのが、公益財団法人山形県スポーツ協会であります。このため、同協会は生涯スポーツの普及、市町村スポーツ協会や競技団体との連携、指導者の養成など、県内における様々なスポーツ振興の取組を推進する役割を果たしております。

また、県協会では研修会の開催やスポーツ技術員の配置、選手のけが予防などに対応するスポーツトレーナーの派遣など、加盟団体全体に係る人材育成や現場支援などを通じて競技力向上に取り組み、県は制度・財政面からこれらの後押しを行うという考え方の下、本県のスポーツ関連施策を着実に展開しております。

一方で、少子化に伴う競技人口の減少に加え、若年層の県外流出、さらには部活動の地域展開が本格化するなど、スポーツを取り巻く環境が年々変化しており、県協会に求められる役割も複雑・多様化し、その対応には運営体制や財源確保、人材育成の面など様々な課題があるものと認識をしております。

このため、県といたしましては、県協会や各競技団体の声を丁寧にお聞きしながら、県協会の事務局機能の強化や指導者の育成支援、関係団体との連携の在り方などについて具体的に検討を進めているところです。特に、県協会が地域での指導者確保やトレーナー派遣など選手を支える基盤づくりを安定的に進める役割を担えるよう必要な支援を講じてまいります。あわせて、賛助会員制度の活用といった企業等との連携強化を促進するなど、県協会が未来を見据え、自立的かつ持続的に活動できる体制の確立を図ってまいります。

今後も、選手、指導者、競技団体、ボランティアなど、全ての関係者がそれぞれの役割を果たしながら緊密に協力

し、本県の競技力向上と、県民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを着実に進めてまいります。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 答弁ありがとうございます。

ハードとソフト両方が危ないよと言っている中で、なかなか妙案すぐ出るような話じゃないという答弁だと思います。一旦戻っていただいて結構です。

今、まさにスポーツ関連施設の検討が始まっています。屋内スケート場を県で、付随する小体育館・武道館を市でというやつであります。県が関わるスポーツ施設、久しぶりです。今年の八月、九月、県と市それぞれの考え方方が提示されて、現在その両方の考え方を認識して、在り方を検討中と考えます。

この施設のスケート施設・体育館施設以外の事務局、管理室、受付とかという部分も当然ありますよね。そうした管理施設部分を強化・拡充することによって、具体的には事務室広く取るとか、会議室、ミーティングルームを複数設置するとか、各競技団体も入れるようなスペースを付随するとかという考え方で、事務局体制・バックアップ体制の強化というものにつながるんではないかと思います。今まさに検討中のスケート場を所管しておりますみらい企画創造部長に御所見を伺います。いかがでしょうか。

○能登委員長 會田みらい企画創造部長。

○會田みらい企画創造部長 現在検討中のスポーツ施設の検討に当たって、事務室あるいは会議室などの管理諸室を入れる考えがあるかということ、お尋ねでございます。

まず、屋内スケート施設につきましては、フィギュアスケート、それからアイスホッケーの公式大会が開催できる、三十メートル掛ける六十メートルのいわゆるサブロクリンクと言われるものを探していることと、それから、多くの方が御利用いただけるように体育館的なものへ切替えができるようにという多機能性を備えるということを基本として検討を進めているところでございます。今年度の検討では、カーリングや、子供それから初心者向けのスケート教室などもできるように、新たにサブリンクも設けようということ、それから、固定席の数などについても今検討をしているところでございます。それから、ユニバーサルデザインや環境負荷の低減といった施設全体の方向性についても整理をしているという状況でございます。

一方で、リンクや固定席以外の施設機能でございますけれども、現状においては今後の検討事項ということになりますが、他県の屋内スケート施設の事例を見てみると、例えば、競技者が大会前に利用していただけるようなトレーニングルームでありますとか、大会の運営本部が一時的に置かれるような教室、多目的室というものが置かれている例もございます。

こうした例も参考にしながら、今後専門事業者による技術的な支援も受けながら、施設の規模やレイアウトなどの詳細な検討を進めていくということになるんですけども、その際、先進事例、そういう他県の事例なんかも参考にして、また、関係機関、関係者の御意見も伺いながら丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 遠藤委員。

○遠藤（和）委員 何か希望が持てるような御答弁いただいたと私は認識します。

部長、ありがとうございます。

次に移ります。時間もなくなりましたので、ちょっと早口及び質問を途中はします。

この秋、県美展、沖津信也先生の個展など、すばらしい作品に出会う機会がございました。ただ一方、この春二月二十八日の地元紙記事でありますけれども、「吉野石膏コレクション、来年返却へ」という見出しの記事がありました。そして、仕組んだりしていませんけど、たまたま今日、山形新聞で「あすから『吉野石膏コレクション名作選』」と載っていますね。これまたままで。

創業者が県内の御出身という御縁で長年にわたり超一級の美術品を寄託されてきた吉野石膏財団には、深い敬意と感謝をこの場で表明したいと思います。この寄託が終了してしまうということは、我が県芸術文化の振興にとって大きな事象だと、私考えます。

そうした中、現山形美術館についての課題も、いろんな美術展行かせていただいて関係者からお話を聞きました。あくまで民間の施設であって、そこに県もお金を出しているという前提を踏まえつつも、建物の老朽化・設備の老朽化という課題があるということを認識いたしました。

現行の文化芸術の振興の中では美術館については一切触れられておりませんけれども、かつ、博物館が今、整備の議論が続く中で同時進行でやってくれと、そこまで言いません。でも、次の計画策定の際には、今後の山形の美術芸術についてどう振興していくのか、特に吉野石膏さんの寄託作品群が返還された後の美術芸術振興の中核施設どう考えますかということで、観光文化スポーツ部長にお尋ねいたします。

さてそこで、「寄託後の 美術芸術 どうするの 今のうちから 次を見据えて」「寄託後の 美術芸術 どうするの 今のうちから 次を見据えて」と考えますがいかがでしょうか。

○能登委員長 黒田觀光文化スポーツ部長。  
○黒田觀光文化スポーツ部長 お答えいたします。

「公立美術館より一段と幅広い県民の美術館」を基本理念に、昭和三十九年に開館した山形美術館は、県と山形市が協力する形態で民間主導による運営の下、これまで企画展や収蔵品展、県総合美術展等、様々な展覧会を開催するとともに、山形に深い関わりのある美術、日本及び東洋美術、フランス近代美術の三つの柱を中心に、収蔵品と常設展示の充実を図り、本県の核となる美術館として県内外の多くの方々に優れた芸術を鑑賞する機会を提供していただきました。

このような中、平成三年の寄託以来、常設展示の柱の一つである吉野石膏コレクションが今年度限りで寄託解除されるということは非常に残念ではあります、これまでモネやピカソ、シャガールなどフランス近代絵画を身近に鑑賞できる機会を提供し、本県の芸術文化の振興や観光誘客等に多大な貢献をいただいたものと考えております。

このように、県民の芸術文化の拠点として県民に愛され育まれてきた山形美術館は開館から六十一年を迎え、建物や設備の老朽化が進んでおり、これまで新館や別館の建設、大規模な修繕の際には、県と山形市、そして民間企業が共同で支援を行ってきたところであります。

また、少子高齢化等による鑑賞者の減少や、多様なニーズに応じた効果的な情報発信などの課題にも的確に対応することが求められており、県では令和六年に策定した第二期山形県文化推進基本計画に基づき、心豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現を目指して、本県の特色ある芸術文化を生かした各施策の推進に向け取組を進めているところでございます。こうした中において、山形美術館をはじめとする県内の美術館等の文化施設は、文化に親しむ環境づくりや地域活性化、観光誘客等の社会づくりの点で重要な役割を担うものと考えております。

県としましては、引き続き山形美術館が有する豊富なコレクションの展示や、今年度開催されたエジプト美術館展など魅力ある企画展の開催等を通じて、県民が芸術文化に身近に触れ、親しむことのできる機会を支援するとともに、次期山形県文化推進基本計画を見据え、関係機関と連携を密にしながら、新たな文化芸術の在り方を踏まえた振興策に取り組んでまいります。

○能登委員長 遠藤委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いします。

○遠藤（和）委員 部長、ありがとうございます。

三つ質問残っていますので、三つまとめてしゃべります。

まず、災害時、トイレが大事だということを勉強しました。災害も見据えた防災訓練に、トイレの設置、簡易携帯トイレの使い方、そういう訓練から始めたらどうですかということで、「訓練に 参加するから 始めよう トイレ問題みんな体験」という質問。

熊の対策について、ブナの実の豊作、不作で毎年違うと。そういう中で、中間支援組織という表現もなされました。ということは、毎年定額かかる予算と、からならない予算あるでしょう。そうした場合に備えて熊対策の基金でもつくったらいかがですかということを質問するつもりでした。「ブナの実の 作況次第で 対策だ 蔽の刈り取り 財源確保」と考えます。

最後、自動車整備士、日頃不足しているということを知り合いの社長さんから聞きました。街の自動車整備工場はどんどん廃業している、ベテラン整備士引退している、若い人材入ってこない、このままでは県民の足、自動車の整備ままならないよと。現状どうなんでしょうということで、「県民の 足を支える 整備工 現状対策 如何な認識」とお尋ねする予定でございました。

時間ございますので、トイレに関してはぜひ御答弁をいただきたいと思います。いかがでしょう。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。答弁者は簡潔に願います。

○庄司防災くらし安心部長 災害時のトイレ環境についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、避難者支援の中でも避難生活におけるトイレの確保・対応というのは優先して対応すべきものと認識しております。避難所におけるトイレ環境の確保のためには、携帯トイレや仮設トイレ等の迅速な設置から、適切な清掃や衛生管理、し尿の適正処理まで、一連の業務を円滑に行える体制の整備を図るとともに、その実効性を確保することが必要であります。

このため、委員御提案の市町村及び関係事業者も含めた訓練の実施について、廃棄物の所管部局と連携の上、検討をしてまいります。

○能登委員長 遠藤和典委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 零分 閉 会